中国のWTO加盟に関する研究：対中国経過的セーフガード規定のWTO法における位置付け(3)(松野みどり教授 退官記念論文集)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-03
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 川島, 富士雄
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/4423

中国の WTO 加盟に関する研究：
対中国経過的セーフガード規定の WTO 法における位置付け(3)

川　島　富士雄

序　章
　第 1 節　背景と問題意識
　第 2 節　本稿の構成
第 1 章　対中国経過的セーフガード規定の概要と成立過程
　第 1 節　GATT/WTO 加盟交渉に関する法的規定
　第 2 節　中国議定書及び対中国経過的セーフガード規定の概要（以上、45 巻 1 号）
　第 3 節　対中国経過的セーフガード規定の成立過程
　第 4 節　小　括（以上、45 巻 2 号）
第 2 章　対中国経過的セーフガード規定の国際経済法史における位置付け
　第 1 節　非市場経済国 GATT 加盟議定書
　　1. 対 NME 産品別 SG 規定
　　2. 選択性導入等の正当化理由
　　3. 対中国経過的 SG 規定との関係
　第 2 節　米国 1974 年通商法 406 条
　　1. 発動要件
　　2. 発動手続・救済措置
　　3. 立法目的
　　4. 運用実績
　　5. 対中国経過的 SG 規定との関係
　第 3 節　EC 中貿易協定・米中貿易協定
　　1. 米中貿易協定
　　2. EC 中貿易協定
　第 4 節　MFA 等における「市場撹乱」概念の発展
　　1.「市場撹乱」概念の発生と発展
　　2.「市場撹乱」概念の導入目的と機能
　　3. 対中国経過的 SG 規定との関係
　第 5 節　選択的セーフガード導入論との関係

1. 東京ラウンドとウルグアイ・ラウンド
2. 選択的SG導入論の狙い
3. 対中国経過的SG規定との関係
第6節　小　括（以上、本号）
第3章　対中国経過的セーフガード規定のWTO法における位置付け
第1節　セーフガードに関する一般的規律との比較
第2節　他の関連規律との比較
第3節　小　括
第4章　主要各国における対中国経過的セーフガード規定の国内実施
第1節　米国
第2節　日本
第3節　その他の国・地域
終　章　まとめと展望
第1節　対中国経過的セーフガード規定に関するまとめ
第2節　WTO法全体への影響
第3節　我が国の「通商法」に関する展望と課題

第2章　対中国経過的セーフガード規定の国際経済法史における位置付け

本章では、対中国経過的SG規定がGATT/WTO法を中心とする国際経済法[254]史の中で、いかに位置付けることができるか検討を加える。第1節では、GATT時代における非市場経済国(non-market economies ; NME)のGATT加盟議定書中の産品別SG規定（以下、「対NME産品別SG規定」という。）との関係、第2節では、対NME産品別SG規定のいわば国内法版と性格付

(254) 本稿において、「国際経済法」の概念は、「経済に関する国際法」ではなく、「国際経済に関する法」という意味で用いる。そうした把握の仕方の対立について、柳赫秀「基礎法・特別法講義X／国際経済法第1回 - 国際経済法序論」法学教室275号99頁(2003)101-104頁、及び松下満雄『国際経済法〔第3版〕』4-6頁(有斐閣、2001)参照。そのため、第2節において米国の国内法を国際経済法史の一部として紹介する。これは、「複雑で多元的である」国際経済法分野においては、「国際法と国内法の双方を総合して検討するほうが、真実の理解に資するところが大きい」という考えに基づく。松下・同上5-6頁。本稿における検討を通じ、そうしたアプローチが国際法のみや国内法のみに着目するアプローチに対し優位性を持つことを具体的に示すことができれば幸いである。

けることのできる米国1974年通商法406条との関係、第3節では、中国がWTO加盟前にEC・米国との間に締結していた貿易協定の経験との関係、第4節では、「多角的繊維取極（the Multi-fiber Arrangement. 以下「MFA」という。)」等における「市場撹乱」概念の発展の歴史との関係、第5節では、東京ラウンド以降SG協定交渉の最大の争点であった選択的セーフガード導入論（以下「選択的SG導入論」という。）との関係を検討する。

検討に際しては、第1に、各先行規定（案）が対中国経過的SG規定の文言の形成にどの程度影響を及ぼしていると考えられるか（ひいては解釈論上、それらを参照する価値がどの程度あるか)、及び第2に、各先行規定(案)と同規定が目的・機能面で共通性を有するかどうか、の2つに焦点を当てる。これらの検討を通じ、対中国経過的SG規定が国際経済法史・GATT/WTO法史において連続性と非連続性の両面を兼ね備えていることを明らかにしたい（なお、各論点における先行規定と対中国経過的SG規定の共通点及び相違点は13頁及び50頁に掲載の対照表Ⅰ、Ⅱに整理した。本文を読み進める上で適宜、参照されたい。)。

第1節　非市場経済国GATT加盟議定書

本節では、まず1. で対NME産品別SG規定の詳細を検討した上で、GATT19条におけるセーフガードに関する規律（以下、「一般SG」という。）に対するその特徴を指摘し、2. でそれらの特徴、特に選択適用・差別性が盛り込まれた経緯と正当化根拠を紹介し、3. で対中国経過的SG規定の形成に与えた影響を具体的に明らかにしたい。

1. 対NME産品別SG規定

すでに、第1章第3節1.(4)において述べたように、ポーランド(255)、ルー

(255) Protocol for the Accession of Poland, *supra* note (145), para.4.

マニア[256]及びハンガリー[257]のGATT加盟議定書には産品別SG(product-specific safeguard)規定が置かれていた。3つの規定は、一部分を除き基本的に同じ内容を持つため、ここではポーランド加盟議定書パラグラフ4の規定を具体例として取り上げたい。

まず、同規定(a)は、産品別SG措置発動の要件として、

「産品が、ある締約国の領域の同種の又は直接に競合する産品の国内生産者に重大な損害をもたらし、又はもたらすおそれがあるような増加した数量又はそのような条件で、ポーランドの領域から当該締約国の領域に、輸入されている場合」[258]

を挙げる。この規定はこれらの文言から明らかなように、第1に、ポーランドからの他の締約国への輸入にだけ適用され、他の締約国からのポーランドへの輸入に対しては適用がない。つまり特定国輸入に対する非相互主義的な規定となっている[259]。これは対象国を特定せず相互主義的に適用されるGATT 19条1項とは大きく異なる。第2に、GATT 19条1項の「事情の予見されなかった発展の結果及びこの協定に基づいて負う義務（関税譲許を含

(256) Protocol on the Accession for Romania, *supra* note (151), para.4.

(257) Protocol for the Accession of Hungary, *supra* note (151), para.5.

(258) Protocol for the Accession of Poland, *supra* note (145), para.4(a) ("If any product is being imported into the territory of a contracting party from the territory of Poland in such increased quantities or under such conditions as to cause or threaten serious injury to domestic producers in the former territory of like or directly competitive products,...").

(259) これに対し、ルーマニアとハンガリーの議定書の対応規定では、他の締約国からの輸入に対しても適用される相互主義的なものとなっている。*See* Protocol on the Accession for Romania, *supra* note (151), para.4(a) ; Protocol for the Accession of Hungary, *supra* note (151), para.5(a) ("If any product is being imported, in the trade between Romania(or Hungary) and contracting parties, in such increased quantities or under such conditions as to cause or threaten serious injury to domestic producers of like or directly competitive products,...").

む。）の効果により」の要件が同規定には存在しない。第3に、GATT 19条1項では「増加した数量及びそのような条件で」とこの2つの要素は「及び」でつながれているが、本規定は「又は」でつながれている。他方、第4に、損害要件はGATT 19条1項と同じく「重大な損害」に設定されている。しかし、第5に「重大な損害」をもたらされる対象はGATT 19条1項では「国内産業」であるのに対し、本規定では「国内生産者（複数形）」とされている。

同規定(b)は、これらの要件を満たす場合、関係締約国はポーランドとの協議を要請することができ、その結果ポーランドが上記(a)の要件を満たしていることに合意した場合、「ポーランドは輸出を制限し、又は損害を防止し若しくは救済するその他の措置（輸出が販売される価格に関する措置を含む。）をとるものとする」[(260)]と規定する。他方、同規定(c)は、両当事国間で合意が得られない場合は、当該問題を締約国団に付託することができ、締約国団は当該問題を速やかに調査するものとし、関係国に勧告を行うことができると規定する。

さらに同規定(d)は、「(b)及び(c)の行動後もなお両当事国間で合意に達しない場合は、関係締約国はポーランドの領域からの問題の産品の輸入を、当該損害を防止し又は救済するために必要な範囲及び期間、制限することができる。その場合、ポーランドは実質的に等価値の貿易に関し当該締約国に対する義務を停止することができる。」[(261)]と規定する。

(260) Protocol for the Accession of Poland, *supra* note (145), para.4(b) ("(Poland) shall limit exports or take such other action, which may include action with respect to the price at which the exports are sold, as will prevent or remedy the injury.").

(261) Protocol for the Accession of Poland, *supra* note (145), para.4(d) ("If following action under (b) and (c) above, agreement is still not reached between Poland and the contracting party concerned, the contracting party shall be free to restrict imports from the territory of Poland of the product concerned to the extent and for such time as is necessary to prevent or remedy the injury. Poland shall then be free to deviate from its obligations to the contracting party concerned in respect of substantially equivalent trade."). 他方、ルーマニア

なお、同規定(e)は、遅延すれば回復し難い損害をもたらす場合、影響を受ける締約国は事前協議を経ずに暫定的に措置をとることができるとされるが、当該措置をとった後すみやかに協議が行われるものとする、と規定している(262)。

これらを総合すれば、同規定はポーランドからの輸入が他の締約国の国内生産者に重大な損害をもたらし、又はもたらすおそれのある場合に、ポーランドに対し協議を要請し、合意が成立すれば、ポーランドが輸出自主規制等を行い、合意が成立しない場合には、締約国団へ問題を付託し何らかの勧告を得るが、そうした手続を踏んでも解決を見ない場合は他の締約国はポーランドからの輸入を制限することができるというものである。GATT 19 条の一般 SG では、輸入国は産品の原産国にかかわらず無差別に輸入制限を適用することが求められるが、本規定はポーランドからの輸入に対してのみ選択的に輸入制限できることが最大の特徴である。

さらに前述の GATT 19 条 1 項の「増加した数量及びそのような条件で」の「及び」を「又は」に変更した(a)及び「輸出を制限し、又は損害を防止し若しくは救済するその他の措置（輸出が販売される価格に関する措置を含む。）をとる」という(b)の規定振りをあわせ読めば、同規定が単なる輸入増加の場合だけでなく、輸出は増加していないが輸出価格が低いために重大な損害が生じる場合も対象とするものであることが明らかとなろう。その意味で同規定は輸入増加を前提条件とする GATT 19 条の一般 SG とは大きく異なる性質を持つといえる。ポーランドの規定と異なり措置の発動権限について相互主義が保たれているルーマニア及びハンガリーの両加盟議定書の対応

とハンガリーの加盟議定書の対応規定では、両国側も輸入制限することが認められ、その場合、他の締約国側は対抗措置を発動することができる。

(262) Protocol for the Accession of Poland, *supra* note (145), para.4 (e) ("In critical circumstances, where delay would cause damage difficult to repair the contracting party affected may take action provisionally without prior consultation, on the condition that consultation shall be affected immediately after taking such action.").

規定も、これらの2つでGATT 19条と大きく異なる点は上記ポーランドの規定と共通している。

2. 選択性導入等の正当化理由

こうした選択性及び輸出価格水準の重視という特徴を持つ対NME産品別SG規定の導入が正当化された理論的な根拠はどこに求められていたのか。そもそもGATTは市場経済国間での貿易を前提として規律を設けており(263)、非市場経済国との貿易から生じる問題に対する配慮は不十分であった(264)。そのため非市場経済国のGATT加盟に際し、具体的には第1に、国家貿易機関による恣意的又は人為的な価格設定等による2条の関税譲許の価値の無効化・侵害や11条の輸入数量制限禁止の迂回の問題にGATTが十分に対処できない(265)といった市場アクセス確保に関する懸念、第2に「非市場経済国の経済システムに特有の行動を通じた低価格製品輸入による市場氾濫」のおそれにGATTが対処できないことに対する懸念(266)等が挙げられていた。

---

(263) Patterson, *supra* note (142), at 185 ; JACKSON, *supra* note (112), at 283 ; KENNETH W. DAM, THE GATT-LAW AND INTERNATIONAL ECONOMIC ORGANIZATION 318 (1970).

(264) そのような配慮の見られる規定として、17条（国家貿易）、2条4項、3条8項(a)及び附属書I注釈及び補足規定の数量制限に関するいくつかの注を挙げることができる。*See, e.g.,* DAM, *supra* note (263), 321-328. また同注釈及び補足規定「第6条について1について」2も、ダンピング計算における国内価格との計算の困難さを認識している。しかし、それらの規定も非市場経済国との貿易に関する規律としては不十分であるとされる。JACKSON, *supra* note (112), at 284. 平覚「国家貿易とGATT」貿易と関税38巻2号26頁以下(1990)。

(265) JACKSON, *supra* note (112) , 283-284 ; *See also* Damrosch, *supra* note (103), at 28.

(266) Patterson, *supra* note (142), at 191("flood export markets with low-priced products through *actions peculiar to their economic systems*") (emphasis added). また、GATT起草者がそうした問題を意識していたことを示す規定として、附属書I注釈及び補足規定第6条について1について2。そこでは、国内価格が国家により定められている国の場合、価格ダンピング計算における比較可能な価格の計算が困難であるとの認識が示めされている。

これらの懸念のうち、前者の市場アクセス確保に関する懸念に対処するために、非市場経済国の加盟議定書では、例えば輸入目標(ポーランド及びルーマニア）が設けられ、その目標達成を含めた貿易の発展などを定期的に監視するために年次審査手続が設けられ、かつ目標が達成されない状況等に際し譲許等の撤回を認める一般的 SG 規定が設けられた[267]。他方、後者の市場氾濫のおそれに対処するために、既加盟国側は差別的な数量制限の維持と選択的セーフガードの発動の 2 つの権利が与えられるよう主張し、非市場経済国側はしぶしぶこれらの要求を飲まざるを得なかった[268]。

ここで既加盟国側が市場氾濫の原因として挙げていた「非市場経済国の経済システムに特有の行動」は必ずしも具体的ではないが、例えば、市場原理に基づかない政治的決定に基づき意図的に市場経済国市場への大量輸出等がなされやすい等の貿易活動に対する非市場経済国政府による介入の危険性を指していたと理解できよう[269]。しかし、産品別 SG 規定はあまり頻繁に運用されておらず、実際には非市場経済国からの輸入が大きな市場撹乱の原因とはならなかったともいわれる[270]。

他方、Jackson は国家貿易に関する規律の不十分さと対 NME 産品別 SG 規定を紹介した後で、同規定が GATT と非市場経済国との「概念上の困難さ(the

---

(267) 前述、第 1 章第 3 節 1.(4)、前掲注(146)-(148)及び本文対応部分参照。*See* Patterson, *supra* note (142), 187-191.

(268) *See* Patterson, *supra* note (142), 191-192（非市場経済国側は差別的数量制限の早期廃止の代償として、産品別 SG 規定を受け入れたと指摘する。).

(269) 後述、第 2 節 2. の米国通商法 406 条の立法理由を参照。*See also* Damrosch, *supra* note (103), at 28("Moreover, NME's are perceived as being able to target their exports in ways that threaten disruption of existing markets.").

(270) Patterson は 1986 年公表の論文で、この産品別 SG 規定に基づいた協議要請の唯一の例として 1976 年の非市場経済国産の電気モーター及びフィラメントランプに関する EC の要請を挙げている。*See* Patterson, *supra* note (142), at 192, note 5 and the accompanying text.

conceptual difficulties)」に対応することを狙った「特別セーフガード・メカニズム」であると評価する[271]。さらに、非市場経済国と国家貿易機関がGATT規律を容易に逃れられることによる濫用から市場経済国を適切に保護し、自由経済体制国と計画経済体制国が唯一の国際経済システムであるGATT体制の中で共存するための「インターフェイス・メカニズム(interface mechanism)」が必要であるとして、非市場経済国に対する選択的SG措置を認める「2段階セーフガード(a two-track safeguard system)」も提案している[272]。

つまり、対NME産品別SG規定は、非市場経済国がそれに特有の国家貿易や貿易活動への政府介入によって市場経済国の市場に低価格製品を氾濫させるおそれがあるという「不信感」とその問題に対する救済としての一般SGの不適切性とがその正当化根拠となっている。同規定はそうした非市場経済国の経済体制の特殊性に着目して、それによって生じる市場氾濫に対し差別的SG措置が認められるべきであるという認識に基づいている。その意味で、GATT体制において異なる経済体制の国々が共存するために必要な「インターフェイス・メカニズム」と位置付けることができる

3. 対中国経過的SG規定との関係

第1章第3節1.(4)、及び同2. で紹介したように、中国加盟交渉中、米国等既加盟国側は中国を非市場経済国としての特殊性を根強く残す国と性格付けていた。そうした特殊性として例えば、中国に幅広く残存する国家貿易、

---

(271) JACKSON, *supra* note (112) , 286, 290-291. 同様な評価として、O. ロング(落合淳隆・清水章雄訳)『ガットと経済摩擦』(敬文堂、1989) 41頁。また、Jacksonの所説を引きながら、特別SG規定は、AD調査における「非市場経済算定方式」と並んで、市場に基づくGATTの構造に中央計画経済を統合するための「唯一絶対に必要な前提」であるとみなされていたと説くものとして、Alexander Polouektov, *Non-Market Economy Issues in the WTO Antidumping Law and Accession Negotiations : Revival of a Two-tier Membership?,* 36 J.WORLD TRADE 1 (2002).

(272) 前掲注(162)及び本文対応部分参照。

外国為替統制、国内市場での価格統制、国内法制及び行政の不統一性、不透明性、国有・国営企業に対する補助金、ダンピング輸出のおそれ等が具体的に挙げられていた[273]。そうした特殊性に対する懸念は、大きく、市場アクセス確保に関する懸念と輸出による市場撹乱の懸念[274]の2つに分けられ、ちょうど過去の非市場経済国のGATT加盟時に提起されていたものと符合していた。

この後者の懸念の共通性から、既加盟国側は対NME産品別SG規定を土台に中国に対し経過的SG規定導入を求めており[275]、それに対する中国の強

(273) 前掲注(103)及び本文対応部分、前掲注(160)及び本文対応部分参照。

(274) *See* Brad L. Bacon, *The People's Republic of China and the World Trade Organization : Anticipating a United States Congressional Dilemma,* 9 MINN. J. GLOBAL TRADE 369 (2000), at 382 (米国の1997年段階の対中国要求の1つとして、"provisions *safeguarding* against possible *market disruptions* caused by *China's non-market practices*."(emphasis added)を挙げる。). *See also* Jan Hoogmartens, *Can China's Socialist Market Survive WTO Accession? Politics, Market Economy and Rule of Law,* 7 NAFTA L. & BUS. REV. AM. 37(2001), note 210 and the accompanying text ("the *possible disruption caused by Chinese SOEs* must be effectively addressed in the accession negotiations.....Therefore, the European Community and the United States have developed a longer-term strategy to deal with non-market economies, which will not be discussed here. Basically, it involves special antidumping and anti-subsidy measures, and *a relaxed safeguard clause* modelled on Article XIX GATT.") (emphasis added) ; Bennett Caplan, *The Role of The Nonmarket Economies in The New Round of Trade Negotiations,* 81 AM. SOC'Y INT'L L. PROC. 224 (1990), 226(Remarks by Spencer Griffith) ("There is also the traditional concern that many market economies have about the threat to the GATT member nations' own industries' markets regarding exports from China. Some GATT members are concerned about China's low-cost labor force and the possibility that prices for land, labor and raw materials will *not be related to actual market prices*. Export prices could be *kept artificially low in order to penetrate foreign markets*. Some GATT members believe that Chinese accession *should require special safeguards against Chinese exports* under article 19 of the GATT, the safeguards provision.") (emphasis added).

(275) GROOMBRIDGE ET AL., *supra* note (83), 44-46, 59-60 (非市場経済国産品別SGの経験を紹介した上で、中国に関する選択的SG規定を提案する。). また、前掲注(184)及び本文対応部分参照。

い反発にもかかわらず[276]、実際にそれらの経験が産品別SG規定を受け入れざるを得ない不利な状況を作り出していた[277]。そうした交渉経緯に照せば、対中国経過的SG規定は対NME産品別SG規定に起源を持つことは明らかである。

実際に、両規定[278]を比較すれば（後掲13頁、対照表Ⅰ参照。以下丸数字は対照表の項目番号。)、③非市場経済国を対象とし、⑥その特殊性を根拠として、⑤選択的SGを許容する点、⑧GATT 19条1項の「事情の予見されなかった発展の結果・・・」が要件から外されている点、⑨「増加した数量又はそのような条件で」と規定し、⑫低価格輸入の影響を考慮対象としうる点[279]、⑭二国間協議の前置を求める点、⑮輸出自主規制を許容する点、⑰合意が得られない場合、最終的に一方的な措置発動を許容する点と多くの点で共通点を持っている。さらに、対NME産品別SG規定のうち最も差別的なポーランドの規定と中国の規定は、⑦非相互主義性においても共通点がある。

他方で、細かい要件等においては⑨必ずしも輸入増加が要件でなかったのに対し、輸入急増が要件とされた点[280]、⑩損害要件が「重大な損害」に対

(276) 前掲注(170)及び本文対応部分。

(277) 交渉当初から中国側も市場経済国産品別SG規定の存在を意識していたことを示すものとして、Li, *supra* note (84), 34-37. また、その上で最終的にはそれと類似した規定を受け入れざるを得ないとの考えを示すものとして、Feng, *supra* note (158), 64-65.

(278) 対中国経過的SG規定の文言については、拙稿(1)96頁以下仮訳参照。

(279) 対中国経過的SG規定4項第2文は市場撹乱の存否の決定上考慮が必要な要因の1つとして、「同種の又は直接に競合する産品の価格に対する輸入の影響」を挙げている。「非市場経済国の経済システムに特有の行動を通じた低価格製品輸入による市場氾濫」のおそれへの対処という目的を共有している両規定がこの点で共通していることは自然である。

(280) 対中国経過的SG規定1項は、「増加した数量又はそのような条件で」と規定し、対NME産品別SG規定と共通するが、4項の市場撹乱の定義では「輸入が・・・急増しており」と規定しており、同一規定内の条項間で矛盾が見られる。

し「市場撹乱（＝実質的損害）」とされ、その対象が「国内生産者」でなく「国内産業」とされた点[281]、⑪因果関係要件では、単なる「原因」が「顕著な原因」とされた点、⑯合意が得られない場合に締約国団への付託が一方的措置発動の条件であるのに対し、そうした付託が不要となった点、⑬対抗措置が可能であったのに対し、少なくとも2年間制限された点、⑳貿易転換防止・救済措置の規定が設けられた点等の相違点がある。

つまり、対中国経過的SG規定は正当化根拠の共通性及び交渉経緯に照らして対NME産品別SG規定に起源を持つことは明らかであるが、前者が後者から引き継いだのは規定の基本的枠組のみであり、実際の発動要件等においては重要な変更が見られるのである。

(281) 対中国経過的SG規定1項は「『国内生産者』に市場撹乱」とするのに対し、その市場撹乱の定義規定である4項第1文は「『国内産業』に対する実質的な損害」と規定しており、同一規定内の条項間で用語の混乱が見られる。

対 照 表 I

	GATT 19 条	対 NME 産品別 SG 規定	米国通商法 406 条	対中国経過的 SG 規定
①法源	一般協定(GATT)	加盟議定書	国内法	加盟議定書
②特定性	不特定	特定	特定	特定
③対象国	すべての締約国	非市場経済国	共産国	中国＝非市場経済国 (かつ急成長国)
④対象産品	すべての産品	すべての産品	すべての産品	すべての産品
⑤選択／無差別	無差別	選択	選択	選択
⑥差別の正当化根拠	差別なし	非市場経済国の特殊性	共産国による意図的市場氾濫のおそれ等	非市場経済国の特殊性 (低賃金国)
⑦相互主義	相互主義	非相互主義(Pol) 相互主義(Rom/Hun)	—	非相互主義
⑧予見されなかった発展の結果及び義務の結果	有	無	無	無
⑨輸入要件	輸入増加	輸入増加又はその他	輸入急増	輸入増加又はその他 但、定義で輸入急増のみ
⑩損害要件	国内産業に重大な損害又はおそれ	国内生産者に重大な損害又はおそれ	市場撹乱＝国内産業に実質的損害又はおそれ	国内生産者に市場撹乱又はおそれ＝国内産業に実質的損害又はおそれ
⑪因果関係	原因	原因	顕著な原因	顕著な原因
⑫価格への着目	特に言及なし	価格の影響考慮可	価格の影響考慮	価格の影響考慮
⑬対抗措置	可能	可能	—	2 年間制限
⑭協議	協議前置(多国間)	協議前置(二国間)	—	協議前置(二国間)
⑮輸出自主規制	不可	可能	(OMA 要請)可能	可能
⑯多国間手続	通告・協議を前置	締約国団へ付託必要	—	前置不要
⑰一方的発動	可能	可能	可能	可能
⑱措置の内容	譲許撤回 その他の輸入制限	必要な輸入制限	関税引上 数量制限	譲許撤回 その他の輸入制限
⑲暫定措置	可能	可能	可能	可能
⑳貿易転換対応	無	無	無	第三国が一方的制限

注 1：網掛け部分及びブロック文字は、対中国経過的 SG 規定との共通点。
注 2：「—」は、国内法のため、規定を設ける必要がない項目。

第2節　米国1974年通商法406条

米国1974年通商法406条は、すでに第1章第3節で見たように対中国経過的SG規定の成立に大きく影響していたと考えられる。本節では、1.～4.でその発動要件、発動手続・救済措置、立法目的及び運用実績を概観した上で、5.で対中国経過的SG規定の内容・文言との異同を具に検討したい。

1．発動要件

米国1974年通商法は、その406条（以下「406条」という。）[282]に、「共産主義国(a Communist country)」[283]からの産品の輸入による「市場撹乱」に対

(282) Pub. L. No. 93-618, approved Jan. 3, 1975, and amended by section 1411 of the Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988. Trade Act of 1974 § 406, 19 U.S.C. § 2436 (1988). 406条に関する文献として以下のものがある。*See* John P. Erlick, *Relief from Imports from Communist Countries : The Trials and Tribulations of Section 406,* 13 LAW & POL'Y INT'L BUS. 617 (1981) ; Joseph A. Calabrese, Note, *Market Disruption Caused by Imports from Communist Countries : Analysis of Section 406 of the Trade Reform Act of 1974,* 14 CORNELL INT'L L.J. 117 (1981) ; Gary N. Horlick & Shannon S. Shuman, *Nonmarket Economy Trade and U.S. Antidumping/Countervailing Duty Laws*, 18 INT'L LAW. 807 (1984) ; VACERICS ET AL., ANTIDUMPING. COUNTERVAILING DUTY, AND OTHER TRADE ACTIONS 381-413(1987)(同翻訳として、第5章「通商法406条調査 - 共産圏諸国による市場撹乱」松下満雄監訳『アメリカ通商法の解説』398-435頁（商事法務研究会、1989)）；Richard N. Eid, *The Effect of Georgetown Steel Corp. v. United States on Nonmarket Economy Imports,* 3 AM. U.J. INT'L L. & POL'Y 65 (1988) ; Jeffrey S. Neeley, *Nonmarket Economy Import Regulation : From Bad to Worse*, 20 LAW & POL'Y INT'L BUS. 529 (1989) ; Michael Kabik, *The Dilemma of "Dumping" from Nonmarket Economy Countries*, 6 EMORY INT'L L. REV. 339(1992) ; Sanghan Wang, *U.S. Trade Laws Concerning Nonmarket Economies Revisited for Fairness and Consistency*, 10 EMORY INT'L L. REV. 593 (1996).

(283) 406条は共産主義国を「共産主義によって支配され又は管理されている国」("any country dominated or controlled by communism.")と定義する。19 U.S.C. § 2436(e) (1). なお、立法過程に基づく解釈からは406条の対象は、あくまで「共産主義国」であって、「非市場経済国」ではないとされ、適用範囲が狭すぎるとの批判もある。*See,* Kabik, *supra* note (282), 411-412.

する輸入救済規定を設けている。

「市場撹乱」は、以下のように定義されている。

「市場撹乱は、国内産業において、当該国内産業によって生産されると同種の又は直接に競合する産品の輸入が、絶対的又は相対的に、急増しており、国内産業に対する実質的な損害又はそのおそれの顕著な原因となっている場合に存在する。」(284)

第1に、この定義のうち「実質的損害(material injury)」はさらに定義されていないが、米国通商法の反ダンピング調査の損害要件(285)と共通の文言であり、それと同程度の損害を指すものと思われる(286)。少なくとも米国1974年通商法201条（以下「201条」という。）の通常の緊急輸入制限措置(287)調査における損害要件である「重大な損害(serious injury)」(288)よりも低い要件であると解されている(289)。

(284) "Market disruption exists within a domestic industry whenever import of an article, like or directly competitive with an article produced by such domestic industry are increasing rapidly, either absolutely or relatively, so as to a significant cause of material injury, or threat thereof, to such domestic industry." 19 U.S.C. §2436(e) (2) (1988).

(285) 米国1930年関税法701条及び731条以下の補助金相殺措置(CVD)及び反ダンピング措置(AD)調査に共通する実質的損害は "harm which is not inconsequential, immaterial, or unimportant."と定義されている。Tariff Act of 1930, §771(7) (A); 19 U.S.C. §1677(7) (A) (1988).

(286) *But see* Horlick et al., *supra* note (282), at 828(406条の実質的損害は、米国AD調査における実質的損害よりも高いという解釈を示す。).

(287) Trade Act of 1974, §201-, 19 U.S.C. §2251 et seq(1994).

(288) なお、現行の米国通商法201条手続の「重大な損害」は、WTO・SG協定を受け、"a significant overall impairment in the position of a domestic industry"と定義されている。Trade Act of 1974, §202(c) (6) (C), 19 U.S.C. §2252(c) (6) (C) (1994).

(289) なお、406条の立法過程の資料により、実質的損害が重大な損害よりも低い損害基準として想定されていたことが明らかである。"(T)he market disruption test is intended

第2に、1988年の改正により、市場撹乱の存否の判定に際して、国際貿易委員会（以下「ITC」という。）が考慮しなければならない要因として、(ｉ)調査対象産品の輸入量、(ii)同種の又は直接に競合する産品の米国内価格に対する調査対象産品の輸入の影響、(iii)同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に対する調査対象産品の輸入の影響、(iv)撹乱的価格慣行又は貿易パターンを不公正に管理する他の努力の証拠、が例示された(290)。

第3に、同年の改正で「顕著な原因(a significant cause)」について、「実質的な損害に顕著に貢献している原因であるが、他のいかなる原因と同じ又はより大きなものである必要はない」との定義が追加されている(291)。この定

to be more easily met than the serious injury tests in section 201. . . . the term 'material injury' in section 406 is intended to represent a lesser degree of injury than the term 'serious injury' standard employed in section 201," Trade Act of 1974, S.REP. NO. 93-1298, 93 d Cong., 2d Sess., at 212(1973), *reprinted in* 1974 U.S.C.A.A.N. 7186, 7343-44.

(290) 19 U.S.C. §2436(e) (2) (C) (1988) ("The Commission, in determining whether market disruption exists, shall consider, among other factors-

(ｉ) the volume of imports of the merchandise which is the subject of the investigation ;

(ii) the effect of imports of the merchandise on prices in the United States for like or directly competitive articles ;

(iii) the impact of imports of such merchandise on domestic producers of like or directly competitive articles ; and

(iv) evidence of disruptive pricing practices, or other efforts to unfairly manage trade patterns."). このうち(ｉ)～(iii)は、米国通商法のAD及びCVDにおける実質的損害又はそのおそれを決定する際に考慮される要因と基本的に共通である。Tariff Act of 1930, §771(7) (B) ; 19 U.S.C. 1677(7) (B) (1988).

(291) 19 U.S.C. §2436(e) (2) (B)(ii)(1988) ("The term 'significant cause' refers to a cause which contributes significantly to the material injury in the domestic industry, but need not be equal to or greater than any other cause."). なお、406条改正の立法過程資料では下記のように説明されている。Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988, H. R. CONF. REP. NO. 100-576, 100th Cong., 2d Sess., *reprinted in* 1988 U.S.C.A.A.N. 1547, 1724("Under this standard, the imports subject to investigation need not be the leading or most important cause of injury or more important than(or even equal to) any other cause, so long as a direct and significant causal link exists. Thus, if the ITC finds that

義は、一般 SG に対応する 201 条の「実質的原因(a substantial cause)」の定義、「重要であり、かつ他のいかなる原因より小さくない原因」[292]と比べれば、より低いレベルの要件として設定されていることが分かる。

第 4 に、同年の改正で、輸入の急増は「最近の期間に（国内生産に対する実際の又は相対的な）輸入の顕著な増加」と定義された[293]。

2. 発動手続・救済措置

406 条手続では、私人による提訴、大統領、米国通商代表（以下「USTR」という。）による要請、議会関係委員会の決議又は職権で、ITC が調査を開始し、ITC はこの提訴等から 3 ヶ月以内に共産主義国産品による市場撹乱が存在するかどうか決定し、肯定的な決定の場合は、市場撹乱を防止又は救済するために必要な関税率、引上幅その他の輸入制限を大統領に勧告しなければならない。通常の 201 条手続では、決定は提訴から原則 120 日以内とされており、406 条では非常に迅速な手続が用意されている。

救済措置は、基本的に通常の 201 条手続（202 及び 203 条の準用）と同様で、関税引上・賦課、関税割当、輸入数量制限の変更・賦課、市場秩序維持協定(orderly marketing agreement ; OMA)の交渉・締結・実行等、又はそれらの組み合わせた措置という幅広い権限が大統領に与えられるが[294]、これらの救済措置は 201 条手続の場合には無差別適用されるのに対し、406 条手続

---

there are several causes of the material injury, it should seek to determine whether the imports subject to investigation are a significant contributing cause of the injury or are such a subordinate, subsidiary or unimportant cause as to eliminate a direct and significant causal relationship. . . . ") (emphasis added).

(292) Trade Act of 1974, § 202(b) (1) (B), 19 U.S.C. § 2252(b) (1) (B) (1994) ("a cause which is important and not less than any other cause").

(293) 19 U.S.C. § 2436(e) (2) (B) (i) (1988) ("Imports of an article shall be considered to be increasing rapidly if there has been a significant increase in such imports (either actual or relative to domestic production) during a recent period of time.").

(294) 19 U.S.C. § 2253(a) (3) (A)-(J) (1988).

では問題の共産主義国の産品に対してのみ選択的に適用される[295]。また市場秩序維持協定について、救済決定から60日以内に締結するという201条手続では見られない期限が規定されている[296]。

なお、大統領はITCに対し調査を要請した際に、緊急措置が必要と判断した場合は、ITC決定前に暫定的に措置を適用することが認められるが、調査後ITCが否定的決定を下した場合、当該措置は終了する[297]。

また、大統領の輸入救済発動の決定は、201条における規定が準用され経済的及び社会的コスト、消費者に対する影響等の米国経済利益、米国の安全保障の利益も含めた総合的な判断とされており、幅広い政治的裁量が与えられている[298]。

以上の1．と2．のまとめとして、406条は、輸入の急増を要件とするものの、201条手続より低い損害要件及び因果関係要件の下、より迅速に救済を与える手続を設けており、かつ措置は共産主義国産品に対してのみ差別的に発動することができるという特徴を持つ。

3．立法目的

以上のような共産主義国だけ差別する特別規定を導入した立法目的は何であろうか。米国1974年通商法タイトルⅣは、一定の条件を満たす場合、大統領に共産主義国に対し最恵国待遇を拡張する権限を与えた。最恵国待遇の供与は大幅な関税引下の利益を共産主義国にもたらすこととなった。そこで、共産主義国からの輸入に特別かつ迅速に対処するため406条が立法された[299]。米国議会は本条の立法過程において、既存の201条が共産主義国産品による市場撹乱に適切に対処できないことに対するおそれを表明してい

(295) 19 U.S.C. §2436 (b) (2) (A) (1975).
(296) 19 U.S.C. §2436 (b) (2) (B) (1975).
(297) 19 U.S.C. §2436 (c) (1982).
(298) 19 U.S.C. §2253(a) (2) (1988).
(299) *See* VACERICS ET AL., *supra* note (282), 382-383.

る。特に、共産主義国産品による市場撹乱が他国産品によるものよりも潜在的により危険である理由として、以下の三点を挙げる[300]。第1に、共産主義国家では資源配分と産品流通は利益の極大化という経済的判断に基づかない。そうした国は、生産過程、流通過程及び価格設定を統制している。よって、共産主義国は特定の産品の生産に集中させ、「自由市場の条件下にあるよりもずっと素早く米国市場に氾濫させるよう(so as to flood domestic markets within a shorter time period than could occur under free market conditions)」生産者に対し指示することができる。また、共産主義国は米国企業を打ち負かそうと望む政治的動機も有している[301]。第2に、共産主義国の国内価格が市場原理に基づかないため、AD調査において公正市場価額の確認が困難であり、AD手続により適切な救済が与えられない。第3に、重要な物資の供給を共産主義国に依存せざるをえなくなることに対するおそれである[302]。

上記の立法目的を見る限りでは、406条は共産主義国に対する「不信感」、

(300) S.REP., *supra* note (289), 210-211, *cited by* Calabrese, *supra* note (282), 118-120.

(301) Afford, *supra* note (161), at 119("Congress has expressed anxiety over the ability of nonmarket economy nations in particular to inflict swift harm upon American industry - - presumably through the combination in such nations of artificially low wages, state power to marshal resources and sustain losses, and a politically motivated desire to best our industry. Both these general and specific concerns are evident, for example, in section 406 of the Trade Act of 1974,...".)。他方で、こうした意図的に撹乱する可能性があるという疑いに基づく非市場経済国の差別は、東西冷戦時ならともかく現時点では時代錯誤であると痛烈に批判し、406条の廃止を訴える論者も存在する。*See* Wang, *supra* note (282), 651-652, 656.

(302) S.REP., *supra* note (289), at 211("with the goal of preventing imprudent dependence on a nonmarket economy for a vital material.") *cited by* Erlick, *supra* note (282), at 650.なお、Calabreseは、1979年通商法により公正市場価額の計算が困難な場合の手続が発展したので、もはや第1や第2の目的から406条は正当化できないとして、第3の目的が唯一残された正当化根拠であるとする。Calabrese, *supra* note (282), 131-132.なお、共産主義国物資への過剰依存の危険の問題を実質的損害のおそれの認定に際

「脅威」、さらにそれを越えた冷戦期における「敵視」を根拠としており、極めて政治的色彩の強い立法といえる。他方で、産業界では共産主義国がMFA等の多国間協定に加盟していないために、そこからの輸入量が予測しにくいため市場撹乱を生じさせ易く、それに対処するために406条を活用しようとする動きが見られた(303)。また、第1次ソ連産アンモニア事件では提訴企業のうち2社がカナダ及びトリニダードに工場を有しており、201条提訴し無差別的な輸入制限措置が発動されれば自分自身の輸入が制限されるため、406条手続が選択されたと考えられる(304)。さらに、多くの論者は非市場経済算定方式（Surrogate Country 方式）を用いるAD提訴と406条提訴のいずれが効果的な保護を提供するかという観点から論じており(305)、実務的には、政治的目的の達成よりも経済政策的手段としての役割が期待されている。

しかし輸入要件で急増を要求し、かつ、201条よりも迅速な救済を与えている406条の構造は、共産主義国の経済システムの特殊性のため、そこからの輸入は市場経済国からの輸入よりも素早く市場氾濫を引き起こす可能性があるという上記第1の懸念によって最も合理的に説明できると考えられる。よって406条は、共産主義国の経済システムの特殊性に着目し、それによって生じる市場撹乱に対しては、通常よりも緩い損害要件の下で、差別的かつ

し考慮対象とすべきかどうかに関する、後掲注(304)及び(308)の2つのソ連産アンモニア事件におけるITC内の意見の対立の分析として、Erlick, *supra* note (282), 650-653 ; VACERICS ET AL., *supra*, note (282), 405-406. なお、406条の米国下院の立法過程は過剰依存の危険について触れていない。*Id.* at 406. *See also* H.R. REP. NO. 93-571, 93d Cong., 1st Sess. at 82, 145(1973).

(303) Calabrese, *supra* note (282), at 120（そのような具体例として、TA-406-1の中国産軍手に対する提訴を挙げる。). *See* Certain Gloves From the People's Republic of China, Inv. No. TA-406-1, USITC Pub. No.867(1978).

(304) Anhydrous Ammonia From the U.S.S.R., Inv. No.TA-406-5, USITC Pub. No.1006(1979). *See also* VACERICS ET AL., *supra*, note (282), 385-386.

(305) *See, e.g.*, Horlick et al., *supra* note (282) ; Eid, *supra* note (282), Neeley, *supra* note (282) ; Kabik, *supra* note (282).

迅速な SG 措置発動が必要であるという認識に基づいた規定と理解できる。その意味で前節において紹介した対 NME 産品別 SG 規定と同じインターフェイス・メカニズムの一種であり、その国内法版として位置付けることができよう[306]。

4. 運用実績

1975 年から現在までいたる計 13 件の 406 条調査事件のうち（後掲 24 頁、「米国通商法 406 条調査事件一覧」参照）、対象国の内訳は中国 7 件[307]、ソ連 3 件[308]、東ドイツ、ポーランド、ルーマニア各 1 件[309]である。13 件中、ITC は 7 件で市場撹乱なし、4 件で市場撹乱ありと決定し、1 件で票がタイ[310]、

(306) それを示唆するものとして、JACKSON, *supra* note (112), 286, 294.

(307) 対象産品は、軍手、洗濯ばさみ、陶磁器食器類、マッシュルーム缶詰、タングステン化合物、扇風機及び蜂蜜。*See* Certain Gloves, *supra* note (303) ; Clothespins From the People's Republic of China, the Polish People's Republic, and the Socialist Republic of Romania, Inv. Nos. TA-406-2-4, USITC Pub. No.902(1978) ; Certain Ceramic Kitchenware and Tableware from The People's Republic of China, Inv. No. TA-406-8, USITC Pub. No. 1279(1982) ; Canned Mushrooms from the People's Republic of China, Inv. No. TA-406-9, USITC Pub. No. 1293 (1982) ; Ammonium Paratungstate and Tungstic Acid from the People's Republic of China, Inv. No. TA-406-11, USITC Pub. No. 1982 (1987) ; Oscillating Fans From the People's Republic of China Inv. No. TA-406-12, 57 Fed.Reg. 26,876(1992) ; Honey From China, Investigation No. TA-406-13 USITC Pub. No. 2715 (1994).

(308) アンモニアで 2 件、及びフェロシリコン。Ammonia, *supra* note (304) ; Anhydrous Ammonia From the U.S.S.R., Inv. No.TA-406-6, USITC Pub. No.1051(1980) ; Ferrosilicon from the Union of Soviet Socialist Republics, Inv. No. TA-406-10, USITC Pub. No.1484 (1984).

(309) 東ドイツは未精製モンタンワックス、後二国はいずれも洗濯ばさみ。Unrefined Montan Wax from East Germany, Inv. No. TA-406-7,USITC Pub. No. 1214 (1982) ; Clothespins, *supra* note (307).

(310) Canned Mushrooms, *supra* note (307) ; *See also* Canned Mushrooms from the People's Republic of China, 47 Fed.Reg. 55,336 (1982)（一部の生産者は AD 提訴し、大統領は 406 条による救済を拒否。）.

1件は提訴撤回のため調査が終了している[311]。

ITCが市場撹乱ありと決定した4件のうち、中国産タングステン化合物事件[312]の1件についてのみレーガン大統領は輸入制限を発動した。他の3件では、大統領は「米国経済の利益にならない」という理由で輸入救済を拒否している。第1に、中国産洗濯ばさみ事件ではITCは市場撹乱を肯定し数量制限を勧告したが、カーター大統領は中国産以外の外国産が全輸入の73%を占めており、中国産のみの輸入制限は「産業調整を促進するために効果的な手段ではない」として米国経済の利益にならないとした[313]。第2に、第1次ソ連産アンモニア事件[314]でもカーター大統領は「米国経済の利益に反する」[315]として救済を拒否した。しかし、後に最近の事件[316]が経済情勢に変化をもたらしたとして、1年の暫定輸入制限措置を発動し、ITCに再度調査を要請したが（第2次ソ連産アンモニア事件）[317]、第2次事件でITCは実

(311) Oscillating Fans, *supra* note (307) ; 57 Fed.Reg. 30,232(1992).

(312) Ammonium Paratungstate, *supra* note (307)（ITCの5年間の数量制限勧告に対しレーガン大統領は市場秩序維持協定締結をUSTRに指示し、締結。）. *See also* Proclamation 5718 of October 2, 1982, 52 Fed.Reg. 49,127(1982).

(313) Clothespins, *supra* note (307) ; *See* VACERICS ET AL., *supra*, note (282), 386, 412-413. 洗濯ばさみについては406条調査開始後、201条調査も開始されていたので、大統領はこの来るべきITC決定に期待した。実際、ITCは重大な損害を認定し、輸入割当を勧告している。Clothespins, Inv. No. TA-201-36, USITC Pub. No.933 (1978). これを受け、大統領は輸入割当を導入した。44 Fed.Reg.10,973(1979).

(314) *See* Ammonia, TA-406-5, *supra* note (304)（ITCは市場撹乱を認定し3年間の数量制限を勧告）.

(315) Memorandum for the Special Representative for Trade Negotiation, 44 Fed. Reg.71,809 (1979). 製造設備操業どの改善等の他、需要者への負担増加、救済は単に供給源のソ連から他国へのシフトしか生まない点を指摘する。しかし、デタントを進めているというのがその真の理由との指摘がある。*See* Horlick et. al., *supra*, note (282), at 827 ; Eid, *supra*, note (282), at 88.

(316) 1979年12月27日のソ連のアフガン侵攻。*See* VACERICS ET AL., *supra*, note (282) , 385 ; Horlick et. al., *supra*, note (282).at 827 ; Erlick, *supra*, note (282), 625-626.

(317) Presidential Proclamation 4714, Temporary Duty Increase on the Importation into the United States of Certain Anhydrous Ammonia from the Union of Soviet Socialist Republics, 45 Fed.Reg. 3,875 (1980).

質的損害を否定した[318]。また、中国産蜂蜜事件では、ITCの多数意見が3年間の関税割当を勧告したが、クリントン大統領は主に国内需要と国内生産のギャップがあり、中国産の輸入を制限しても他国産の輸入が増加するだけである等の理由から「米国経済の利益にならない」として輸入制限を発動せず、輸入モニタリングのみを導入した[319]。

以上の運用実績に関し、第1に13件中7件と対中事件が半分以上を占める点が注目される。特に、後述第3節で紹介する1979年の米中貿易協定締結後、米国が中国に対し最恵国待遇を供与した1980年2月1日以降の提訴・調査要請事件7件中5件が対中事件であり、1980年代以降、406条は主に中国からの輸入に対する制限規定として機能していたといえる。第2に、肯定的決定がされた4事件ではいずれも救済として数量制限又は関税割当が勧告されている。通常の201条では関税の方が数量制限よりも優先されるが、406条で関税よりも数量制限が優先される理由としてITCは、共産主義国はコストに基づく価格設定を行わないため関税を賦課してもそのコストアップ分を吸収してしまい、低価格を維持する可能性があり、実効的な救済とならないという認識を示している[320]。第3に、肯定的決定があった場合でも、4件中3件で大統領判断により救済が拒否されている。中国産洗濯ばさみ事件及び中国産蜂蜜事件は主に経済的理由から救済を拒否している一方で、第1次ソ連産アンモニア事件においてデタント推進中であるという政治的理由で救済が拒否されたが、ソ連のアフガン侵攻を受け大統領が第2次事件の調査要請・暫定措置発動に踏み切ったことは注目に値する[321]。大統領に与えられ

(318) Ammonia, TA-406-6, *supra* note (308); Anhydrous Ammonia from the U.S.S.R.; Discontinuation of Temporary Restraints on Imports, 45 Fed.Reg. 28,847 (1980).

(319) Honey, *supra* note (307); President of The United States Memorandum of April 21, 1994, The President Import Relief Determination Under Section 406 of the Trade Act of 1974 on Honey From the People's Republic of China, 59 Fed. Reg. 19,627(1994).

(320) Calabrese, *supra* note (282), at 128(citing Clothespins, *supra* note (307),11-12). *See also*, Canned Mushrooms, *supra* note (307), at 27.

(321) *See supra* notes(315) and (316).

米国通商法406条調査事件一覧

	対象国	対象産品	提訴日 (提訴者)	ITC決定 (票数、理由)→勧告	結　果
1	中国	軍　手	不明 (不明)	1978年3月 否定(4−2、損害·因関なし)	—
2	中国	洗濯バサミ	1978年2月3日 (不明)	1978年8月 肯定(5−0) → 数量制限	1978年10月2日、大統領「米国経済の利益にならない」として救済拒否。201条手続。
3	ポーランド	洗濯バサミ	1978年2月3日 (不明)	1978年8月 否定(5−0、急増なし)	—
4	ルーマニア	洗濯バサミ	1978年2月3日 (不明)	1978年8月 否定(4−1、急増なし)	—
5	ソ連	無水 アンモニア	1979年7月18日 (12米国生産者、 1流通業者)	1979年10月11日 肯定(3−2) → 3年間の数量制限	大統領「米国経済の利益にならない」として救済拒否。但し1980年1月18日、TA-406-6調査開始を要請し緊急措置(1年間)発動。
6	ソ連	無水 アンモニア	1980年1月18日 (大統領)	1980年4月 否定(3−2、損害·因関なし)	1980年1月18日、緊急措置(1年間)発動。ITC決定を受け当該措置終了。
7	東ドイツ	未精製 モンタン ワックス	1981年10月13日 (the American Lignite Products Co. (ALPCO), Ione, California)	1982年1月20日 否定(4−1、急増なし)	—
8	中国	陶磁器 食器類	1982年5月14日 (the American Dinnerware Emergency Committee)	1982年8月30日 否定(4−1、因果関係なし)	—
9	中国	マッシュ ルーム 缶詰	1982年6月30日 (the American Mushroom Institute)	1982年10月14日 タイ(2−2) 2名→ 3年数量制限 2名(因関なし)	大統領、救済拒否。 但し、10月18日一部の生産者がAD提訴。 12月8日ITC損害について暫定決定。しかし、商務省のダンピング否定決定を受け、1983年9月30日に調査終了。
10	ソ連	フェロ シリコン	1983年11月2日 (USTR)	1984年2月2日 否定(5−1、損害との因関なし)	—
11	中国	タングステン 化合物	1987年3月5日 (USTR、但し業界団体による2度の要請による。)	1987年6月5日 肯定(5−0) → 5年間の数量制限	1987年8月5日、大統領OMA締結をUSTRに指示、1987年10月2日、4年間のOMA締結。
12	中国	非固定式 扇風機	1992年5月22日 (Lasko Metal Products, Inc., West Chester, PA)	—	提訴者の提訴撤回により調査終了。
13	中国	蜂蜜	1993年10月6日 (USTR)	1994年1月7日 肯定(5−1) → 3年間の関税割当少数(因関なし)	1994年4月21日、大統領は「輸入救済は米国経済の利益にならない」として救済拒否。USTRに輸入モニタリングのみ指示。

る救済発動に関する裁量によって、政治的な敵性国に対してだけ適用され、友好国には適用されないというように政治的に都合がいい場合にしか適用されず、企図された市場撹乱救済の実効性は低いという批判もある[322]。

上記の運用実態のまとめとして、406条においてITCが市場撹乱を肯定した事件は全体の約3割と割合は低く、また肯定事件でも大統領の政治的判断により救済が否定されるケースが多いが、中国を中心に提訴・調査要請されており、ITCは共産主義国の経済システムの特殊性も考慮した救済措置を勧告している。

5. 対中国経過的SG規定との関係

以上検討してきた406条と対中国経過的SG規定を比較すれば（前掲13頁、対照表Ⅰ参照。以下丸数字は対照表の項目番号。)、①前者が国内法であるに対し、後者が加盟議定書という国際法であり、⑳後者に新たに貿易転換防止・救済措置の規定が設けられたという2つの相違点がある。なお、⑦相互性、⑬対抗措置制限、⑭協議前置、⑯多国間手続に関し、406条は規定をおいていないが、これらは406条が国内法であるために規定を設ける必要がない項目であり、相違点と評価することはできない。

他方、③非市場経済国を対象とし[323]、⑥その特殊性を根拠として、⑤選択的SG措置を許容する点、⑧GATT 19条1項の「事情の予見されなかった発展の結果・・・」が要件から外れている点[324]、⑫輸入価格を考慮対象とする点、⑮輸出自主規制を許容する点[325]、及び⑰合意が得られない場合、

(322) Kabik, *supra* notes(282), at 409.

(323) 但し、406条は正確には「共産主義国」を対象としており、また対中国経過的SG規定は中国のみを対象とする点で細かい違いがある。

(324) 但し、この要件は201条の要件からも外されている。

(325) 但し、406条では正確にはOMA交渉・締結・実施権限が大統領に与えられているのみであり、これらの国内法上の権限によって輸出自主規制が国際法レベルで許容される訳ではない。

最終的に一方的な措置発動を許容する点等基本的枠組においては、対NME産品別SG規定と同様、ほぼ共通している。

さらに、中心的な発動要件においても⑨輸入急増を要件とする点[326]、⑩損害要件を「市場撹乱（＝実質的損害）」とする点、その対象を「国内産業」とする点[327]、⑪因果関係要件を「顕著な原因」とする点、及び⑫市場撹乱の判定に際して、輸入の量、価格の影響、及び国内産業への影響を考慮することを義務付けている点で、対NME産品別SG規定との間では見られない重要な共通点が存在するだけでなく、これらの項目において実質的にまったく同じ文言が使われている[328]。

両規定の詳細な比較から得られたこの分析結果は、対中国経過的SG規定案の具体化当初から損害要件について「重大な損害」案と「市場撹乱」案の対立が見られたが[329]、1999年4月の米中交渉で「市場撹乱」を選択するとの合意が成立し[330]、さらにその定義規定（第4項）を1999年11月15日の

(326) 1項は、「増加した数量又はそのような条件で」と輸入増加を必ずしも要件とせず、対NME産品別SG規定と共通するが、4項の市場撹乱の定義では「輸入が・・・急増しており」と輸入急増を要件化しており、規定内の各項で矛盾が見られる。

(327) 1項は「『国内生産者』に市場撹乱」とするのに対し、その市場撹乱の定義規定である4項第1文は「『国内産業』に対する実質的な損害」と規定していて、規定内の各項で用語の混乱が見られる。

(328) 前掲注(284)及び(290)の406条における市場撹乱の定義規定と考慮要因規定(ｉ)～(iii)と下記の議定書第16条4項の文言を比較せよ。Protocol, *supra* note (2), Sec.16, para.4("Market disruption shall exist whenever imports of an article, like or directly competitive with an article produced by the domestic industry, are increasing rapidly, either absolutely or relatively, so as to be a significant cause of material injury, or threat of material injury to the domestic industry. In determining if market disruption exists, the affected WTO Member shall consider objective factors, including the volume of imports, the effect of imports on prices for like or directly competitive articles, and the effect of such imports on the domestic industry producing like or directly competitive products.").

(329) 前述、第1章第3節2.(2)、特に前掲注(196)-(208)及び本文対応部分参照。

(330) 前述、第1章第3節2.(2)、特に前掲注(211)及び本文対応部分参照。*See also USTR Defends Rejection of China WTO Offer, Denies Politics, Protectionism Drove Decision*, 16

米中合意に盛り込む最終段階で、米国側の提案した406条における定義がそっくりそのまま採用されたと考えられる交渉経緯とも符合するものである[331]。つまり、対中国経過的SG規定は、前節で紹介したように対NME産品別SG規定（国際法）の経験に基づいてその基本的枠組が形成されたが、当該基本的枠組に国内法である406条の定義規定を「組み込んだ」ために両者の融合体、キメラ規定としての性格を有するのである[332][333]。

3．で述べたように406条は冷戦期に成立したために、共産主義国に対する「不信感」というよりもむしろ「敵視」に基づいている。また、4．の検討からは、その運用も相当程度政治的な判断によって左右される傾向にある。つまり、立法目的、運用実態の双方において、相当に政治的な色彩を有する規定である。

INT'l TRADE REP. 608, April 14, 1999（当時の米国通商代表Barshefskyが、合意した「市場撹乱」要件が406条の損害要件と同じであることを議会公聴会証言で強調していることを紹介する。）.

(331) 前述、第1章第3節2.(2)、特に前掲注(213)-(216)及び本文対応部分参照。Agreement on Market Access, *supra* note (11), Protocol Language, Product-Specific Safeguard, para.4.

(332) Herzsteinは、中国の加盟交渉が始まる以前にすでに、対NME産品別SG規定の経験を引きながら、こうした選択的SG規定が中国の巨大な労働集約的産業と生産の経済的コストを完全には反映しない輸出に対するGATT締約国のおそれを取り除く助けとなるとし、406条の「市場撹乱」基準がそうした規定作成のための議論の出発点(a starting point)として用いることができると提案していた。結果として、406条は出発点にとどまらず、終着点になったといえよう。Robert E. Herzstein, *China and the GATT: Legal and Policy Issues Raised by China's Participation in the General Agreement on Tariffs and Trade*, 18 LAW & POL'Y INT'L BUS. 371, 397-398 (1986).

(333) 前掲注(280)及び(281)で指摘した第1項と第4項の整合性の欠如は、こうした交渉経緯の所産であろう。そして、多国間化の際にもこれらが修正され得なかったのは、あるいは米国対中PNTR付与法によって、中国のWTO加盟条件が米中合意の内容と同等以上であることがPNTR付与の条件となったため、二国間協定の文言の変更が行えない状況に陥っていたためであろうか。前掲注(233)、(243)及び両注の本文対応部分参照。

しかし、406条は対NME産品別SG規定と同様、共産主義国乃至非市場経済国と自由貿易関係を樹立する際は、その経済システムの特殊性に着目し、それによって生じる市場撹乱に対し、通常よりも緩やかな損害要件の下、差別的かつ迅速なSG措置発動が必要であるという認識に基づいた規定であり、かつ、実際の運用においても当該特殊性に着目して救済措置として数量制限を重視する傾向にあり、非市場経済国と市場経済国の間の「インターフェイス・メカニズム」の国内法版としての性格を有している。対NME産品別SG規定によって基本的枠組を与えられ、406条から細部を受け継いだ対中国経過的SG規定は、国際経済法史上、異なる経済体制間の「インターフェイス・メカニズム」の流れを汲む最も新しい規定として位置付けることができよう。

第3節　EC中貿易協定・米中貿易協定

本節では、中国がGATT/WTOに加盟する以前からすでに米欧と締結していた貿易協定を紹介し、それらの経験が対中国経過的SG規定の形成に及ぼした影響の有無を検討する。406条との関連性を指摘するために、まず1.で米国・ルーマニア貿易協定を紹介した上で、米中貿易協定を紹介し、次いで2.で1978年EC中貿易協定を紹介し、この協定を受けたEC対中国SG規則を概観し、それが米国406条とともに対中国経過的SG規定の形成に影響を及ぼしたかどうか考察する。

1. 米中貿易協定

第1節で見たようにルーマニアは非市場経済国ながら、特殊な条件を受け入れることで1971年にGATT加盟を果たした。しかしその際、米国はJackson-Vanik条項を含む1974年通商法タイトルⅣの前法である1951年通商協定拡大法5条（正確にはそれを引き継いだ1962年通商拡大法231条）(334)を理由

(334) Trade Agreements Extension Act of 1951, Pub. L. No. 82-50, §5, 65 Stat. 72, 73(re-

にルーマニアに対しGATT 35条を援用した。1974年通商法タイトルⅣはMFN適用条件として一定の二国間貿易協定の締結を求めていたが、米国はルーマニアとの貿易関係を樹立するため、この要請に沿った二国間貿易協定を初めて締結した(335)。本協定は、第1条で相互に最恵国待遇を供与しているほか、第3条と附属書Ⅰにセーフガードに関する規定・手続が置かれている。こうした規定が盛り込まれたのも通商法タイトルⅣの具体的な指示に基づくものであった(336)。

同条は、一方当事国が、他方当事国からの実際の又は予期される輸入(actual or prospective imports)が国内市場内の市場撹乱をもたらし、そのおそれがあり、又は顕著に貢献している(are causing or threaten to cause, or are significantly contributing to, market disruption within a domestic industry)と決定した場合は直ちに協議を行うことに合意するとしつつ(337)、市場撹乱をもたらし、又はそのおそれがある場合、一方当事国はそれを防止し、又は救済するために適切な輸入制限を課すことができると規定する(338)。さらに、附属書Ⅰがこのための詳細な手続を設けているが、特に措置発動時にはルーマニアGATT

---

pealed 1962); Trade Expansion Act of 1962, Pub. L. No. 87-794, §231, 76 Stat. 872, 876-877(repealed 1975). *See supra* note (112). なお、1974年通商法タイトルⅣの概要及び成立経緯等については、Taunya L. McLarty, *MFN Relations with Communist Countries: Is The Two-Decade Old System Working, or Should It Be Revised or Repealed?*, 33 U. RICH. L. REV. 153 (1999).

(335) Agreement on Trade Relations Between the United States of America and the Socialist Republic of Romania, Apr. 2, 1975, 26 U.S.T. 2305, *reprinted in* 14 I.L.M. 673 (1975).

(336) Trade Act of 1974, §405(b) (3), 19 U.S.C. §2435(b) (3) (1974) ("Any such bilateral commercial agreement shall.....include safeguard arrangements (A) providing for prompt consultations whether either actual or prospective imports cause or threaten to cause, or significantly contribute to, market disruption and (B) authorizing the imposition of such import restrictions as may be appropriate to prevent such market disruption.").

(337) Agreement, *supra* note (335), Art. Ⅲ, para.1.

(338) Agreement, *supra* note (335), Art. Ⅲ, para.2.

加盟議定書の対抗措置を認める規定[339]の適用があるとしている点が注目される[340]。

他方、1979年には同じ1974年通商法に基づいて米中貿易協定が締結された[341]。本協定にはルーマニアとの協定のような詳細なセーフガード規定は置かれていない。しかし、カーター政権は議会に対し、協議に関する一般規定である7条[342]によってセーフガードをカヴァーすることが意図されてお

(339) Protocol on the Accession for Romania, *supra* note (151), para.4(d).

(340) なお、この協定に先立ち1972年には米ソ貿易協定が締結された。Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics Regarding Trade, May 29, 1972, 11 I.L.M. 1321 (1972). しかし、その後1974年通商法のJackson-Vanik条項が成立したため、その条件を満たせないとしたソ連によって同協定は拒絶された。JACKSON, *supra* note (112), at 293. 同協定3条及び附属書Ⅰには上記ルーマニアとの協定とほぼ同じ内容のセーフガード規定が存在していた。*Id.* Art. 3("Each Government may take such measures as it deems appropriate to ensure that the importation of products originating in the other country does not take place *in such quantities or under such conditions* as to cause, threaten or contribute to disruption of its domestic market.") (emphasis added), and Annex Ⅰ. イタリック部分は非市場経済国産品別SGと同じ文言が使われており、市場撹乱と重大な損害等の違いはあるが、米ソ交渉でポーランド及びルーマニアの加盟議定書が参照されたと考えられる。

(341) Agreement on trade relations between the Government of the United States of America and the People's Republic of China, 18 I.L.M.1041(1979). 本協定は、その後3年毎に延長されている。*Id.* Art.Ⅹ, para.2. *See* Alan S. Alexandroff, *Concluding China's Accession to The WTO: The U.S. Congress and Permanent Most Favored Nation Status for China*, 3 UCLA J. INT'L L. & FOR. AFF. 23, 32 (1998).

(342) Agreement, *supra* note (343), Art.Ⅶ("1. The Contracting Parties shall exchange information on any problems that may arise from their bilateral trade, and shall promptly hold friendly consultations to seek mutually satisfactory solutions to such problems. No action shall be taken by either Contracting Party before such consultations are held. 2. However, if consultations do not result in a mutually satisfactory solution within a reasonable period of time, either Contracting Party may take such measures as it deems appropriate. In an exceptional case where a situation does not admit any delay, either Contracting Party may take preventive or remedial action provisionally, on the condition that consultation shall be effected immediately after taking such action. 3. When either Contracting Party takes

り、中国に対しても 406 条を用いることができると報告している[343]。実際、同条 2 項は「合理的期間内に相互に満足のいく解決が得られない場合は、一方の締約国は適切と考える措置を取ることができる。」と規定しており、セーフガード規定としての機能が与えられている。この規定によって、同協定 2 条の最恵国待遇原則にもかかわらず、米国は中国に対し選択的・差別的に SG 措置が発動することができ、事実 1979 年協定の発効（1980 年 2 月 1 日）以降も 406 条は中国産品に対して適用されていたのである[344]。

2. EC 中貿易協定

1975 年 5 月に外交関係樹立後、1978 年に EC（正確には当時は EEC）と中国の間で初めての貿易協定が締結された[345]。同協定は 2 条で相互の輸入に対する最恵国待遇を供与することを定めるほか、5 条に一見すると貿易問題に関する情報交換と協議に関すると思われる規定を置いた[346]。しかし、

---

measures under this Article, it shall ensure that, the general objectives of this Agreement are not prejudiced."). なお、この規定は 1978 年 EC 中貿易協定 5 条と実質的に同じ内容である。*See infra* note (346).

(343) McLarty, *supra* note (334), 183 and note 152 (citing H.R. Doc. No. 96-209 (1979)).

(344) 陶磁器食器類(1982 年)、マッシュルーム缶詰(1982 年)、タングステン化合物(1987 年)、非固定式扇風機（1992 年)、蜂蜜（1994 年)。前掲 24 頁、「米国通商法 406 条手続事件一覧」参照。*See also*, *supra* note (307). 特にタングステン化合物については市場秩序維持協定が締結されている。

(345) Trade Agreement between the European Economic Community and the People's Republic of China, O.J.E.C., L 123/ 2(1978). なお、両者は 1985 年には新たな協定を締結している。*See* Agreement on Trade and Economic Cooperation between the European Economic Community and the People's Republic of China, E.C.O.J. L 250/2(1985).

(346) 1978 Agreement, *supra* note (345), Art.5("1. The two Contracting Parties shall exchange information on any problems that may arise with regard to their trade and shall open friendly consultations, with the intention of promoting trade, for the purpose of seeking mutually satisfactory solutions to those problems. Each of two Contracting Parties will ensure that no action is taken before consultations are held.

2. In an exceptional case, however, where the situation does not admit any delay, either Con-

同条は、貿易問題に対処するための「措置」を取る前に協議を経るべきであると規定しており（第1項第2文）、かつ緊急の場合には協議前に措置を取ることを例外的に認めており（第2項）、セーフガード規定と呼ぶべきものであった。

実際に、EECは本協定に基づいて、1978年[347]に、さらにこれを取り消す形で1982年に「中国からの輸入のための共通ルールに関する理事会規則」[348]を制定し、中国からの輸入のみに対する保護措置に関するルールを設けている。その11条には保護措置の発動要件が規定されている[349]。ここでは、中国産品が共同体「生産者」に対し、「実質的な損害(substantial injury)」をもたらし、又はそのおそれがあるような「非常に増加した数量又はそうした条

---

tracting Party may take measures, but must endeavour as far as possible to hold friendly consultations before doing so.

3. Each Contracting Party will ensure that, when taking the measures referred to in paragraph 2, the general objectives of this Agreement are not prejudiced.”). なお、1985年協定第6条もこれと文言は同一である。*See* 1985 Agreement, *supra* note (345), Art.6.

(347) Council Regulation(EEC)No 2532/78 on common rules for imports from the People's Republic of China, O.J.E.C., L 306/1(1978), as amended by Council Regulation(EEC) No 799/82, O.J.E.C., L 92/1(1982).

(348) Council Regulation(EEC)No 1766/82 of 30 June 1982 on common rules for imports from the People's Republic of China, O.J.E.C., L 195/21(1982); *See also* Council Regulation (EEC)No 3421/83 of 14 November 1983 laying down certain detailed rules for the implementation of the Trade Agreement between the Community and China, O.J.E.C., L 1346/91(1983). 本規則及び他のセーフガード関連規則については、イヴォ・ヴァンバエル=ジーン・フランソウワ・ベリス（松下満雄監訳）『EC通商法の解説』（商事法務研究会、1986）233頁以下、特に241頁(1986)参照。

(349) Council Regulation(EEC)No 1766/82, *supra* note (348), Art.11, para.1(“Where a product is imported into the Community in such greatly increased quantities or on such terms or conditions as to cause or threaten to cause substantial injury to Community producers of like or competing products, and where the interests of the Community require immediate intervention, the Commission may, acting at the request of a Member State or on its own initiatives, alter the import rules for that product...”). *See also* Council Regulation(EEC)No 2532/78, *supra* note(347), Art 7, para. 1.

件」で輸入されている場合に、当該産品に対してだけ輸入ルールを変更し、制限することができると規定している。この要件は他の非市場経済国の輸入に関するEEC規則に規定された保護措置発動の要件と同一[350]であり、GATT 19条に対応した他のすべての国に適用する一般セーフガード規則で「重大な損害(serious injury)」を要件とし、無差別に適用するのと比べれば[351]、大幅な緩和である。また「実質的な損害」とされた点は異なるものの、「増加した数量又はそうした条件」とし、必ずしも輸入の増加を要件としていない点は、対NME産品別SG規定と共通しており、それらから引き継がれたものと考えられる。

また、同規則9条1項は、輸入の傾向、輸入の行われる条件及び実質的損害又はそのおそれを検討する際に、(a)輸入の量、(b)輸入の価格、及び(c)輸入の共同体生産者への影響(impact on the Community producers)を考慮すると規定しており[352]、同2項は調査に際し、委員会は「中国に特有の経済システム(the economic system peculiar to the People's Republic of China)」を考慮に入れるものとされている。(a)～(c)の考慮要因は、1988年改正により導入された406条の市場撹乱判定の考慮要因(ⅰ)～(ⅲ)とほぼ一致している[353]。また、2項の「特有の経済システム」の考慮は、その他の非市場経済国の輸入に対する規則9条2項と同一の規定であり、406条で考慮要因として挙げら

(350) Council Regulation(EEC)No 925/79 of 8 May 1979 on common rules for imports from the State-trading countries, O.J.E.C., L 131/1(1979) *repealed by* Council Regulation(EEC) No 1765/82 of 30 June 1982 on common rules for imports from the State-trading countries, O.J.E.C., L 195/1(1982).

(351) Council Regulation(EEC)No 288/82 of 5 February 1982 on common rules for imports, O. J.E.C., L 35/1(1982).

(352) なお、1項の(a)～(c)の考慮要因はAD規則から借用した一般セーフガード規則9条1項における考慮要因と同一である。*Id.* Art.9, para.1. ヴァンバエル他・前掲注(248) 252頁。

(353) *Supra* note (290). 但し、EEC規則9条1項(b)が輸入価格そのものであるに対し、406条の(ⅱ)では国内価格への輸入の影響(effect)とされている。

れている「撹乱的価格慣行又は貿易パターンを不公正に管理する他の努力の証拠」とも共通性がある。

このようにEEC規則の要件は、対NME産品別SG規定の影響を受けて成立し、406条と共通点があり、中国を含めた非市場経済国の経済システムの特殊性から発生する低価格輸入に着目したインターフェイス・メカニズムの1つに数えることができよう。しかし、その要件は輸入の増加を必ずしも要件としていないため、輸入急増を要件とする406条及び対中国経過的SG規定とは基本的性格が異なり、むしろ対NME産品別SG規定との近接性が高い。よって、対中国経過的SG規定の解釈において、EC規則の規定・解釈・運用を参照する価値は低いといわざるを得ない。なお、同規則の運用はあまり活発ではなかったようである(354)。

以上、本節の検討から中国はGATT/WTO加盟に以前に、米国及びECとの間で最恵国待遇をうたった貿易協定を締結していたが、そのいずれにも差別的なセーフガードを許容する規定が盛り込まれており、米欧はともにこれを根拠に一般SGよりも低い発動要件の下、セーフガード措置を差別的に発動する国内法を中国産品に対して適用していた。これらの国内法は、中国にとってはWTO加盟によって撤廃されるべき対象と目されていただろうが、米欧側はむしろ二国間協定によって与えられた既得権益としてとらえ、対中国産品別SG規定を導入せざるを得ない状況を作り出していたといえる。

第4節　MFA等における「市場撹乱」概念の発展

本節では、1. で対中国経過的SG規定に存在する「市場撹乱」概念がこれまでの国際経済法史において発展してきた経過をたどり、2. でその導入目的と機能を検討し、3. でMFA等における「市場撹乱」の歴史が対中国経過的SG規定といかなる関係に立っているか考察する。

(354) *See* Xiao Zhi Yue, *EEC-China: Ten Years after the First Trade Agreement-The Legal Framework and its Practical Application*, 22 J.WORLD TRADE 5, 12(No.2, 1988).

1.「市場撹乱」概念の発生と発展

「撹乱(disruption)」という概念は、「市場氾濫(flooding of markets)」[355]に近い概念として用いられており、主に第二次世界大戦前の日本産品の安価な輸入により引き起こされる影響に対する否定的な評価を示した用語であった[356]。こうした記憶を背景に、日本 GATT 加盟に際し、イギリスが日本製品による「撹乱」や「市場氾濫」に対処するための選択的セーフガード規定を加盟議定書に設けるべきであると提案したが、米国及び GATT 事務局が無差別原則に反するという理由で反対したためこの案は議定書に取り入れられず、結果として日本は 1955 年に GATT 加盟を果たしたもののイギリスを含むヨーロッパ諸国から 35 条の相互不適用条項を援用され、この援用を撤回してもらう見返りに日本は 1962 年以降、差別的セーフガード発動等を相手国に認める一連の二国間通商条約を締結せざるを得なかった経緯はすでに第 1 章第 3 節で紹介した[357]。

この欧州各国による 35 条援用等に基づく対日差別の結果、貿易転換が発生し、特に米国への日本産繊維製品の輸入が増加した[358]。GATT 19 条のセーフガード等 GATT に基づく対応に限界を感じた米国は日本との間で綿繊維貿易に関する 5 年間(1957-1961)の輸出制限協定を締結することとなっ

---

(355) *See* Patterson, *supra* note (118), 274, 281.

(356) *See* James Meade's statement *cited by* Curzon, *supra* note (120), at 254("memories of the nineteen-thirties when many existing lines of trade and production were *disrupted* by a sudden incursion of cheap Japanese products...") (emphasis added). 前掲注(120)も参照。

(357) 前掲注(120)-(139)及び本文対応部分。*See also* Kent Jones, *Voluntary Export Restraint : Political Economy, History and the Role of the GATT*, 23 J.WORLD TRADE 125(No.3, 1989), 134-134. 但し、一連の二国間通商条約における選択的セーフガードの発動要件は「重大な損害(serious injury)」であった。Curzon, *supra* note (120), at 265.

(358) Henry R. Zheng, *Defining Relationships and Resolving Conflicts Between Interrelated Multinational Trade Agreements : The Experience of The MFA and The GATT*, 25 STAN. J. INT'L L. 45, 52-53 (1988).

た[359]。しかしその結果、香港、インド、台湾等第三国からの綿繊維の輸入が急増し、米国はこの問題に二国間のみの取り組みで対処することは困難と認識し[360]、多国間での解決を望んだ。1959年、米国国務次官ディロンは「輸入国において重大な経済的、政治的及び社会的影響を及ぼしうる、短期間の、そして特定の製品部門における急激な輸入増加の問題」に対する多数国間解決についての研究を行うことをGATT締約国団第15会期の閣僚会議の場で提案した[361]。この問題提起は、「市場撹乱の回避」と題された締約国団決定[362]につながり、当該問題の事務局での検討が指示され、これを受けた事務局報告[363]に基づき、1960年、「市場撹乱」問題に関する作業部会が設置され、同年11月19日、第17会期締約国団は当該作業部会報告に基づき「市場撹乱」回避に関する決定を行うに至った[364]。

本決定は、「市場撹乱」を以下の要素が複合して含まれる状況と定義している[365]。

---

(359) Zheng, *supra* note (358), note 23 and the accompanying text. より詳しくは *See* Kitty G. Dickerson, *Textile Trade : The GATT Exception*, 11 ST. JOHN'S J. LEGAL COMMENT. 393, 400-402 (1996).

(360) Zheng, *supra* note (358), at 54.. 柳・前掲注(64)139頁。

(361) 柳・前掲注(64)139頁、間宮勇「国際繊維貿易の法的規制—市場撹乱と緊急輸入制限措置」法律論叢63巻4・5合併号317頁以下、333頁(1991)。

(362) GATT, B.I.S.D. (8th Supplement), at 22(1960).

(363) Restriction and Other Measures Relating to the Problem of Market Disruption, GATT Docs., L/1164, 17 May 1960. その内容について、柳・前掲注(64)140頁。

(364) Avoidance of Market Disruption, Establishment of Committee, GATT, B.I.S.D. (9th Supplement), 26-28, 106-110(1961). この間の経緯について、NEILS BLOKKER, INTERNATIONAL REGULATION OF WORLD TRADE IN TEXTILES 68-81 (1989). また、柳・前掲注(64)140-142頁及び間宮・前掲注(361)333頁参照。

(365) Avoidance of Market Disruption, *supra* note(364) ("(a) In a number of countries situations occur or threaten to occur which have been described as 'market disruption'.

(b) These situations generally contain the following elements in combination :

(i) a sharp and substantial increase or potential increase of imports of particular products from particular sources ;

「(ｉ) 特定の供給源からの特定製品の輸入の急激かつ実質的(sharp and substantial)な増加又は潜在的(potential)増加。

(ii) それらの産品が、輸入国市場において同等の品質を有する類似の商品の一般的な価格よりも実質的に低い価格で提供される。

(iii) 国内生産者に対する重大な被害(serious damage)又はそのおそれが存在する。

(iv) (ii)で言及された価格差は価格の設定若しくは形成における政府の介入、又はダンピングによって引き起こされたものでない。

他の要素を含む場合もあるため、上記の列挙は市場撹乱の網羅的な定義ではない。」

これがGATTの場において示された「市場撹乱」の最初の定義である。この定義は、1961年の綿繊維貿易に関する短期取極(Short-term Arrangement. 以下「STA」という。)(366)及び1962年の同長期取極(Long-Term Arrangement. 以下「LTA」という。)(367)の中で引用され、いずれの取極においても綿繊維製

(ii) these products are offered at prices which are substantially below those prevailing for similar goods of comparable quality in the market of the importing country ;

(iii) there is serious damage to domestic producers or threat thereof ;

(iv) the price differentials referred to in paragraph (ii) above do not arise from governmental intervention in the fixing or formation of prices or from dumping practices.

In some situations other elements are also present and the enumeration above is not, therefore, intended as an exhaustive definition of market disruption.").

(366) Cotton Textiles Arrangements Regarding International Trade, GATT, B.I.S.D. (10th Supplement), at 18(1962). 和訳として、間宮勇「国際繊維貿易規制の変遷」法律論叢63巻2・3号合併号119、221-225頁(1990)。

(367) Cotton Textiles Long-Term Arrangement Regarding International Trade in Cotton Textiles, GATT, B.I.S.D. (11th Supplement), at 25(1963). 和訳として、間宮・前掲注(366)226-245頁。但し、LTAに附属した委員会了解記録は、1960年決定の「市場撹乱」概念の定義に一定の修正を加えている。Record of Understandings Reached by The Cotton Textiles Committee during Its Meeting from 29 January to 9 February 1962, GATT, B.I.S.

品の輸入が市場撹乱をもたらす、又はそのおそれがある場合、輸入国は他の締約国に輸入の制限を求めることができ、30日以内（但しLTAでは60日以内）に合意が得られない場合、輸入国は選択的なセーフガード措置を発動できることが規定された[368]。当該措置は取極において規定された水準の数量制限に限定され、関税引上げは認められない。

STA及びLTAの枠組をさらに合成繊維及び毛織物にまで拡大したのが、1974年の多角的繊維取極（the Multi-fiber Arrangement. 以下「MFA」という。）[369]である。その後、MFAは取極の規定を変更することなく、議定書によって1978年（MFA Ⅱ）、1982年（MFA Ⅲ）、1986年（MFA Ⅳ）と延長された[370]。最終的にはWTO繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定（以下「WTO繊維協定」という。）[371]の発効によって、MFAの規律及び残存MFA規制がWTO法に取り込まれたが、10年の経過期間が終了する2005年にはこれら

D. (11th Supplement), at 41(1963). その内容に関し間宮・前掲注(361)339頁及び間宮・前掲注(365)、239-246頁。*See also* DAM, *supra* note (263), 303-304.

(368) STA, *supra* note (366), A and LTA, *supra* note (367), Art.3.

(369) Arrangement Regarding International Trade in Textiles, GATT, B.I.S.D. (21st Supplement), at 3(1975) (hereinafter referred as "MFA"). 和訳として、間宮・前掲注(365)248-268頁。なお、MFAの日本の対外政策過程への影響を国際レジーム論の観点から検討する論考として、大矢根聡「国際レジームと対外政策過程—GATT・MFAレジームをめぐる日本の繊維政策過程」国際法外交雑誌90巻6号32頁以下(1992)。

(370) MFAの発展については、間宮・前掲注(361)344-362. *See also* Henry R. Zheng, *The Fourth Multifibre Arrangement and The New Legal Regime for International Trade in Textiles*, 25 COLUM. J. TRANSNAT'L L. 301(1987); Zheng, *supra* note (358), 56-59.

(371) WTO設立協定・前掲注(6)附属書1A。その交渉過程について、大矢根聡「『MFAレジーム』撤廃の政策過程—新ラウンド繊維交渉における国内・国際調整」宮里政玄・臼井久和『新国際政治経済秩序と日米関係』239頁以下（同文館、1992）及びVu Thi Hong Minh「ガット／WTOにおける発展途上国の位置の変化(3)」名古屋大学法政論集195号199頁以下(2003)参照。また、WTO繊維協定の逐条解説として、通商産業省生活産業局通商課監修『WTO繊維協定と繊維セーフガード措置』（通商産業調査会、1996)。*See also* Niels Blokker and Jan Deelstra, *Towards a Termination of the Multi-Fibre Arrangment*, 28 J.WORLD TRADE 97(No.5, 1994).

の規制は完全に撤廃され、繊維製品等の分野が完全にGATTの一般ルールに統合されることとなった。なお、このWTO繊維協定は再延長しないこととされている（同協定9条)。

更新時に一定の修正を受けているが、ここではMFAにおける「市場撹乱」概念と規律概要を確認しておきたい。MFA附属書Aは、市場撹乱を以下のように定義している(372)。

「Ⅰ　本取極における市場撹乱の状況の決定は、国内生産者に対する重大な被害(serious damage)又はその現実のおそれ(actual threat)の存在に基づくものとする。(中略)

Ⅱ　Ⅰの市場撹乱をもたらす要素（これらは一般に複合して現れる。）は以下の通りである。

（ⅰ）　特定の供給源からの特定製品の輸入の急激かつ実質的な増加又は差し迫った(imminent)増加。(中略)

（ⅱ）　それらの産品が、輸入国市場において同等の品質を有する類似の商品の一般的な価格よりも実質的に低い価格で提供される。」

---

(372) MFA, *supra* note (369), Annex A("I. The determination of a situation of 'market disruption', as referred to in this Arrangement, shall be based on the existence of serious damage to domestic producers or actual threat thereof. ...

II. The factors causing market disruption referred to in paragraph I above and which generally appear in combination are as follows : i) a sharp and substantial increase or imminent increase of imports of particular products from particular sources. Such an imminent increase shall be a measurable one and shall not be determined to exist on the basis of allegation, conjecture or mere possibility arising, for example, from the existence of production capacity in the exporting countries ; ii) these products are offered at prices which are substantially below those prevailing for similar goods of comparable quality in the market of the importing country. Such prices shall be compared both with the price for the domestic product at comparable stage of commercial transaction, and with the prices which normally prevail for such products sold in the ordinary course of trade and under open market conditions by other exporting countries in the importing country.").

MFAにおいてはSTA及びLTAと基本的には同様だが、ただ繊維製品の輸入が市場撹乱をもたらしていると認める場合のみ[373]、輸入国は他の締約国に協議を要請でき、60日以内に合意が得られない場合、輸入国は選択的なセーフガード措置（MFA 3条措置）を発動できることが規定された[374]。当該措置はMFA付属書Bに規定された水準の数量制限に限定され、関税引上げは認められない。他方、4条には、締約国は市場撹乱の「真の危険(real risks)」を除去し、繊維貿易の拡大と秩序ある発展を確保するために相互に受入可能な条件で二国間協定を締結することができる旨の規定が置かれている（MFA 4条協定）。MFAの運用実態としては、3条の一方的措置発動は稀で、4条の二国間協定が締結されるケースが大多数であった[375]。

以上、非常に簡単に概観した1960年決定、STA、LTA及びMFAの「市場撹乱」概念と規律内容をGATT 19条の一般SGと比較すれば、以下のような特徴が見られる（後掲50頁、対照表Ⅱ参照）。第1に、対象産品に関し19条はすべての産品に適用されるのに対し、MFA等では繊維製品に限定されている。第2に、19条の「予見されなかった発展・・・」の要件がMFA等では外されている[376]。第3に、輸入要件に関し、19条では輸入増加は現実のものでなければならないが、MFA等では潜在的又は差し迫った輸入増加でもよいとされ、未だ現実化されていないものでも措置の発動を認めるため、大幅な緩和といえる[377]。さらに、第4に、19条では特に言及がない輸

(373) BLOKKER, *supra* note (364), 174-175.

(374) MFA, *supra* note (369), Art.3.

(375) Horst Günter Krenzler, *The Multifibre Arrangement(MFA) as a Special Regime under GATT, in* EC & GATT 147(M. Hilf et al., eds., 1986).

(376) Zheng, *supra* note (358), 65-66.

(377) Dickerson, *supra* note (359), at 404. 間宮・前掲注(359)334頁も参照。但し、MFAにおいては、STA及びLTAの「潜在的増加」から「差し迫った増加」に厳格化されている。さらに「差し迫った増加」は数量化できるものでなければならず、例えば輸出国における生産能力の存在から生じる単なる可能性に基づいて決定されてはならないとされる。MFA, *supra* note (369), Annex A, Ⅱ(ⅰ)("Such an imminent increase shall be a measurable one and shall not be determined to exist on the basis of allegation,

入品の価格の輸入国市場価格との価格差が問題視され、価格が低いことそれ自体が「市場撹乱」の要因として挙げられている。なお、輸入急増と低価格は「市場撹乱」の「一般に複合的に現れる」要素の1つに過ぎない点からも、それぞれが「市場撹乱」認定の必須条件であるかどうかも曖昧なままである。第5に、19条と比べ、MFA等では輸入急増と重大な被害との間の因果関係は必ずしも明確ではない。1960年決定の定義ではその間の因果関係が要件としてまったく明記されていなかった。他方、LTAでは「(重大な)被害は市場撹乱によって直接もたらされ、消費者の嗜好の変化、技術的な進歩その他類似の要因によるものであってはならならい。」(378)とされ、この点はMFA附属書AIにほぼ引き継がれている(379)。これにより輸入急増と重大な被害の発生(380)との因果関係が要求されているとする解釈もあるが(381)、ここではあくまで「市場撹乱」(又はその要因)と重大な被害の因果関係のみが要求されているのであって、輸入急増が「市場撹乱」認定の要因の一つに過ぎないため、この要求により必ずしも輸入急増と重大な被害の間の因果関係が厳格

---

conjecture or mere possibility arising, for example, from the existence of production capacity in the exporting countries."). しかし、その意味するところは同じとされる。柳・前掲注(64)注70。

(378) Record of Understanding, *supra* note (367), para.27("In connexion with sub-paragraph (iii) the "damage" referred to must be damage caused *directly by market disruption* and not by any change of consumer taste, technological advance, or similar factors.") (emphasis added).

(379) MFA, *supra* note (369), Annex A Ⅰ("Such damage must demonstrably be caused by the factors set out in paragraph II...").

(380) 重大な被害の認定について、MFA Annex A Ⅰがその考慮要因を列挙しており、この点ではむしろ19条よりも明確化されている("The existence of damage shall be determined on the basis of an examination of the appropriate factors having a bearing on the evolution of the state of the industry in question such as: turnover, market share, profits, export performance, employment, volume of disruptive and other imports, production, utilization of capacity, productivity and investments. No one or several of these factors can necessarily give decisive guidance.")。

(381) 間宮・前掲注(361)339頁及び柳・前掲注(64)注85。

に求められるとは解することはできない[382]。

以上の発動要件を満たす場合、協議の前置は求められるが、合意が得られない場合、最終的に一方的に発動できる点は、一般SGと大きな違いはないが、第6に、19条の一般SGでは無差別適用が求められるのに対し、MFA等では特定供給源からの輸入に対し選択的に措置を発動できる点が最大の特徴といえる[383]。さらに第7に、MFAのセーフガード措置に対して、19条では認められている輸出国側の代償を求め又は対抗措置を発動する権利が認められないことも注目される[384]。他方、第8に、措置の内容は19条と違い、数量制限に限定されている。第9に、一般SGでは二国間輸出制限協定は認められていないと考えられるが、MFAでは一方的措置以外にも、市場撹乱の「真の危険」というさらに緩やかな要件の下、二国間での輸出制限協定の締結が許容されている。

2.「市場撹乱」概念の導入目的と機能

以上概観したMFA等における「市場撹乱」概念の導入の目的は何であり、それは実際にどのような機能を持っていたのであろうか。

GATT 19条の一般SGは、輸入の増加、重大な損害、及びその間の因果関係という厳格な発動要件の下、無差別適用を求め、さらに対象国に対し代償を求める権利又は対抗措置を発動する権利を与えるため、締約国において、19条の援用は立証の負担が重すぎる、あまりに高くつくとの批判があった[385]。それに対し、「市場撹乱」概念に基づくMFA等においては、上記のように、特に輸入要件での潜在的増加の導入、輸入急増と重大な被害の因果

(382) なお、WTO繊維協定6条2項では、輸入増加と重大な被害の間の因果関係が明確に求められている。

(383) 間宮・前掲注(361)335頁。

(384) Zheng, *supra* note (370), at 307 : Zheng, *supra* note (358), at 67. 柳・前掲注(64)143頁。

(385) 柳・前掲注(64)113頁等参照。

関係の曖昧化等、重要な発動要件の緩和が見られ、かつ、選択的SG措置を認め、かつ相手国に対抗措置を認めないことから、より柔軟に、かつ低コストで措置が発動できる制度となっている。

つまり、日本を含めた途上国の台頭による繊維分野における貿易パターンの急激な変化(386)とそれに伴う国内の産業構造調整費用の負担増加(387)に対処するために、GATT 19条の一般SGでは適切でないという不満を持っていた締約国(388)が、「基本目標である貿易自由化とセーフガードの間でGATTが形成したバランスの変更を求めた」というのが、まさに「市場撹乱」概念導入の狙いであった(389)。

さらに、「市場撹乱」概念において特に重要なのは、それがGATT 19条では言及のない価格差、つまり輸入が低価格であることに重点を置いていることである。しかも、1960年決定の定義を見ると、ここでの価格差はダンピングでも政府介入(390)によるものでもないとされている(391)。低価格がダンピングや政府補助金の結果の場合は、それは人為的な競争力であり、これに対してGATT 6条の反ダンピング措置や補助金相殺措置が適用される。そこでは「人為的に有利な競争力」であることが、他の輸入と区別され特に「不公正」と非難されるメルクマールとなっている(392)。しかし、「市場撹乱」概念

(386) Curzon, *supra* note (120), at 275.

(387) 柳・前掲注(64)131頁等参照。

(388) Zheng, *supra* note (358), at 64(MFAがGATT 19条のSG規定が国内繊維生産者を保護するのに適さないという前提に立っており、輸入国はより柔軟なシステムを求めていたと指摘する。).

(389) BLOKKER, *supra* note (364), at 87.

(390) ここでの政府介入は、「特に中央計画経済国からの輸出から生ずる問題を排除する」意図であるとされるので、ここでの市場撹乱は前節までに見た経済体制の特殊性から来る問題に対処する概念とも別物である。Avoidance of Market Disruption, *supra* note(364), para.7(1) ("'governmental intervention' has the effect, inter alia, of excluding problems arising out of exports from countries with centrally planned economies.").

(391) *Supra* note (365), (b)(iv).

(392) ダンピングに関し、阿部克則「ガットにおけるダンピング防止税の位置(1)」千葉

では、それら２つによらない価格差とされている以上、低賃金の比較優位に基づく正常な競争を問題にしているにほかならない。つまり、「市場撹乱」概念は低価格を重視することで、輸出国（主に途上国）の比較優位を合法的に奪う概念であると多くの論者から評されている[393]。

しかも、「輸入国市場において同等の品質を有する類似の商品の一般的な価格よりも実質的に低い価格で提供される」の文言に見られる「輸入国市場価格」は、輸入国産業の産品の価格ではなく、第三国からの輸入品も含む輸入国における産品の価格であることに注意を要する[394]。ここでは既存の輸出品も含めた市場の状況を「秩序ある(orderly)」状況ととられて、それを乱す現象こそが「市場撹乱」とみなされているのであり、この点に「市場撹乱」概念の、第三国輸出品も含んだ「既存の市場を乱すような新規参入の制限の意図の現れ」を読み取ることができる[395]。確かに、MFA は対象国を特定し

大学法学論集 15 巻 3 号 1 頁以下(2001)、8-9 頁、補助金付輸出に関し、東條吉純「相殺関税制度における対象補助金概念の範囲（上）」立教法学 49 号 91 頁以下(1998)、97 頁をそれぞれ参照。但し、両者ともこの競争条件平準化説又は競争条件衡平化論による通説的な理解に対し批判的乃至留保を付けていることには注意を要する。

(393) DAM, *supra* note (263), at 299 ; BLOKKER, *supra* note (364), 71-72, 82 ; Zheng, *supra* note (358), 61-62. 間宮・前掲注(361)335 頁、柳・前掲注(64)144 頁。深作喜一郎「GATT 体制と MFA」貿易と関税 38 巻 4 号 63 頁以下、64-65 頁(1990)。だからこそ、東京ラウンド SG 協定交渉時に、MFA に倣い先進国から提案された価格差基準に対し途上国は強く反対した。Patrizio Merciai, *Safeguard Measures in GATT,* 15 J.WORLD TRADE L. 41(No.1, 1981), 58-59. 1979 年 4 月の事務局 SG 協定案では、この基準が排除されている。柳・前掲注(64)186 頁。

(394) Record of Understanding, *supra* note (367), para.26("In connexion with sub-paragraph (ii) of this Annex, prices should be compared, in cases of genuine market disruption, not in relation to the price for the domestic product only, but also in relation to the *prices at which other exporting countries* also sell their goods in the importing country.") (emphasis added).

(395) 柳・前掲注(64)144 頁及び注 46 参照。*See also* BLOKKER, *supra* note (364), at 82("aiming at protect not only national products, but also established imports".). また、MFA が既存の参入者にとって有利に市場シェアを凍結する市場分割取極(a market sharing

ておらず、締約国に相互主義的に適用される建前ではあるが、実際には、先進国間では事実上適用が免除され、途上国のみに対する特定性のある、非相互主義な措置として機能している[396]。

まとめれば、MFA等の「市場撹乱」概念は比較的同水準の発展段階にある先進国間の既存の秩序ある繊維市場に、賃金水準の低い途上国がより低価格を武器に新規参入することによって生ずる急激な貿易パターンの変化の問題に対処するために、そうした変化に対応することを予定していなかったGATT 19条の一般SG[397]よりも緩やかな要件の下、選択的SG措置を認める狙いで導入され、実際にそうした機能を発揮していたのである。

3. 対中国経過的SG規定との関係

以上検討してきた「市場撹乱」概念を用いたMFA等と対中国経過的SG規定[398]はいかなる関係に立つものと理解すべきであろうか。

まず、MFAとの間で規定の特徴・文言面から比較を行えば（後掲50頁、対照表Ⅱ参照。以下丸数字は対照表の項目番号。）、⑤選択的SGを許容する点、⑧GATT 19条1項の「事情の予見されなかった発展の結果・・・」が要件から外されている点、⑨輸入の急増を問題とする点、⑩「市場撹乱」概念を用いる点、⑬対抗措置を制限する点、⑭二国間協議の前置を求める点、⑮輸出自主規制を許容する点、輸出国の合意が得られない場合、⑯発動に際し多国間手続を前置する必要なく、⑰一方的に措置を発動することを許容する点と基本的枠組において多くの共通点を持っている。

---

arrangement)であるという評価として、Ram Khanna, *Market Sharing Under Multifiber Arrangement: Consequences of Non-Tariff Barriers in the Textiles Trade*, 24 J.WORLD TRADE L. 71, at 74(No.1, 1990).

(396) Zheng, *supra* note (370), at 308 and note (38).

(397) Curzon, *supra* note (120), 275, 276, 278("the GATT was not designed to cope with the problem of *rapidly changing patterns of trade*.") (emphasis added).

(398) 対中国経過的SG規定の文言については、拙稿(1)96頁以下仮訳参照。

しかし、④対象産品が繊維製品のみから、すべての産品となった点、①法源が多角的協定に対し加盟議定書である点、②すべての締約国が対象となり、⑦相互主義的であるのに対し、特定国のみが対象となり、非相互主義的である点、⑱措置の内容が数量制限だけであったのが、関税引上等も含む点等基本的枠組にも相違点がある他、細かい要件等においても、⑨前者においては輸入急増が一つの要因とされるが、必ずしも要件とは考えられないのに対し、後者で輸入急増が明確に要件化されている点、さらに、前者では「輸入の差し迫った増加」で足りるが、後者では実際の増加が要件とされている点、⑩具体的な損害要件が「重大な被害」に対し「実質的損害」とされた点、さらにその対象が「国内生産者」でなく「国内産業」とされた点、⑪因果関係要件では、前者では必ずしも輸入急増と重大な被害の間の因果関係が求められないのに対し、後者では輸入急増が実質的な損害の「顕著な原因」であることが要件とされた点、⑳貿易転換防止・救済措置の規定が設けられた点[399]等重大な相違点がある。よって、以上の比較からは、対中国経過的SG規定の内容・文言は必ずしもMFAの影響下にあるものということはでき

(399) なお、本節1. で見たように欧州諸国の対日差別が米国への貿易転換を生み、米国がその負担の解消を求めたのが、STA、LTA、MFAといった多国間協定締結に至った1つの主要要因であった。Jones, *supra* note (357), at 137 ; Merciai, *supra* note (398), at 48("(The trade diversion) is a case for multilateralization of VERs, as attempted in the textile industry."). 事実、LTA 7条及びMFA 9条は、それぞれ他の締約国が取った措置によって利益に重大な影響（例えば貿易転換）を受ける第三国による措置国に対する救済要請、さらに救済が得られない場合の綿繊維委員会又は繊維監視機関(TSB)に対する問題付託の手続を設けていた。さらにMFA 11条5項はTSBが付託を受け問題の措置を審査し関係国に勧告を行う手続を設けている。こうした経験が選択的SGを認める対中国経過的SG規定において貿易転換問題に対処する規定が必要であるとの認識の土台となっていたと想像される。しかし内容面では、LTA 7条、MFA 9条及び11条5項の単なる協議・問題付託・勧告手続と比べると、対中国経過的SG規定は第三国に即時の対中輸入制限措置の発動を認めており、そこには大きな飛躍が見られる。この点については、第3章第1節で再論したい。

ず[400]、解釈論上もMFAでの運用や解釈を参考にする価値はあまりないであろう。

しかし、文言上の大きな相違にもかかわらず、両者の間には目的面、機能面で大きな共通性がある。対中経過的SG規定の「市場撹乱」の文言は対NME産品別SG規定には見られないものであるが、同規定が初めて具体的な案として示された1994年案段階で既に〔市場撹乱〕〔重大な損害〕という形で選択肢として示されていた[401]。この文言は、米国が406条の要件を導入するために提案した可能性が強いが、一面では、MFAにおいて進められたセーフガード措置発動要件の緩和のモメントをここにおいても導入しようという狙いでなされたものと見ることもできよう[402]。

とりわけ「市場撹乱」概念が発生してきた背景である「賃金水準の異なる国家間の国際製品貿易に固有の問題」[403]、「GATTSGルールでは予定していない急激な貿易パターンの変化」[404]は、まさに中国と既加盟国との関係にもそっくりそのまま当てはまる問題である[405]。ポーランド、ルーマニア及び

(400) なお、対中国経過的SG規定が、対NME産品別SG規定と異なるが、MFAと共通している点として、⑬対抗措置の制限を挙げることができる。しかし、対中国経過的SG規定はその規定振りに照らせば、やはり対抗措置を制限する現行SG協定8条3項の影響下にあると考えられ、MFAの直接の影響を見て取ることはできない。

(401) 第1章第3節2.(2)、82頁参照。拙稿(2)、102頁、資料2①参照も参照。

(402) また、1994年案では、"or under such conditions(which may include *conditions with respect to the level of prices*)"(emphasis added)の文言が用いられ、既加盟国側がMFAと同様、価格の低いことに注目する規制であることを明確化したいとの意図を有していたことが窺える。前注同所参照。

(403) DAM, *supra* note (263), 297-298.

(404) Curzon, *supra* note (120), at 275.

(405) Curzonは、「他の国が類似の発展水準に達するにつれて、日本（の受入）問題が繰り返されるかもしれない」と述べ、差別的措置を求める歴史は繰り返されるとの予測を示していた。まず1970年代以降、日本以外のアジア等の急成長国(NICs)に対する同様な差別や輸出自主規制が蔓延し、選択的SG導入が主張されたこと、そして21世紀に入ってからも、中国WTO加盟に際し、差別的な対中国経過的SG規定

ハンガリーよりも貿易に対する大きな潜在的影響力を有する中国は、既加盟国から「非市場経済国」として懸念されていただけでなく、むしろそれ以上に、「市場撹乱をもたらす輸出大国」として懸念されていたと見るほうが現実に即した理解であろう(406)。

実際に対中国経過的SG規定が、国内産業・労働組合からの中国からの安価な輸入急増(import surge)に機動的、効果的に対処する規定が必要であるとの要請に応じて導入された経緯(407)は、日本の加盟時に、日本による「市場撹乱」の懸念に対処するためにはGATT 19条では不十分であるとしてイギリスから選択的SG規定案が提案され、また加盟後、35条撤回の条件として選択的SG条項等を含む一連の二国間協定が締結され、そして日本も含め他の発展途上国からの繊維の輸出のもたらす「市場撹乱」への懸念に19条の一般SGでは不適切としてSTA、LTAが導入され、ついにはMFAへと発展してきた背景と共通点があり、賃金水準の極めて低い中国からの安価輸入を機動的、効果的に規制するモメンタムを導入するために対中国経過的SG規定案に持ち込まれたと考えてよかろう。

機能面では、対象がMFAでは④繊維製品に限定されているのに対し、対

が盛り込まれたことで、彼の予測の正しさが証明されたといえる。Curzon, *supra* note (120), 278, 281 and note 15. *See also* Jones, *supra* note (357), 135("The targets of such（筆者注 MFA類似の）discriminatory measures would generally be those countries with emerging comparative advantage.").

(406) JACKSON, *supra* note (112), at 286（中国はロシアと同じく従来の非市場経済国と比べ、大国であり、よってガットの文脈では潜在的な貿易への影響力の点で極めて重要であるとする。). *See also* JACKSON ET AL., *supra* note (66), at 1153(1992年の輸出貿易額で中国が11位、ポーランドが37位、ハンガリーが44位であるとした上で、以下のように述べている。"Thus, membership for China presents the dual problem of integrating the GATT/WTO system a *large developing country* that has a significant *non-market* sector in its economy."(emphasis added). 同様な評価として、HARTLAND-THUNBERG, *supra* note (83), at 88. また、前掲注(104)-(107)及び本文対応部分、並びに前掲注(165)-(167)及び本文対応部分。

(407) 前掲注(165)、(191)-(195)及び本文対応部分。

中国経過的SG規定では繊維製品に限らずあらゆる産品に適用できる点で確かに大きな違いがある。しかし、③賃金水準の低い新規参入国・急成長国を対象として、⑥それがもたらす急激な貿易パターンの変化に対処し、「秩序を維持」するという理由で、⑤差別性・選択性を導入し、かつ⑮輸出自主規制を許容すること、⑩GATT 19条の「重大な損害(serious injury)」よりも低い損害要件での発動を志向していること、⑫対中国経過的SG規定も実質的損害の認定に際し、価格の影響を考慮要因として掲げており、低価格輸入を問題視できること、⑬対象国による代償請求及び対抗措置の権利を制限していること、⑯（対NME産品別SG規定では要求されていた）多国間手続の前置を要求しない点等、一般SGより緩やかな要件の下、選択的SG措置又は輸出自主規制を認め、その発動コストを削減するという機能面では相当程度「市場撹乱」概念を媒介とするMFA等に近接しているといえる。

つまり、対中国経過的SG規定は、「市場撹乱」概念を活用したMFA等における輸入規制とその背景面、機能面で共通点、連続性があり、国際経済法史上、日本、及び新興国の輸入増加に対処するという「市場撹乱」概念の発生、MFA等における発展の流れの中に位置付けることが可能である。いうならば対中国経過的SG規定は、「市場撹乱」をもたらす潜在力を有する「最終にして最大の新規参入国」をターゲットとする規定なのである。

対照表Ⅱ

	GATT 19 条	MFA	東京 R 選択的 SG 案	対中国経過的 SG 規定
①法源	一般協定(GATT)	多角的協定	多角的協定案	加盟議定書
②特定性	不特定	不特定(但、途上国	不特定	特定
③対象国	すべての締約国	締約国(但、途上国)	(急成長国)	中国＝(非市場経済国かつ)急成長国
④対象産品	すべての産品	繊維製品のみ	すべての産品	すべての産品
⑤選択／無差別	無差別	選択	選択	選択
⑥差別の正当化根拠	差別なし	低賃金国産品の輸入急増に対応し、秩序維持	特定国産品の輸入急増に対応し、秩序維持	非市場経済国の特殊性(低賃金国)
⑦相互主義	相互主義	相互主義(実際は非)	相互主義	非相互主義
⑧予見されなかった発展の結果及び義務の結果	有	無	有	無
⑨輸入要件	輸入増加	特定供給源からの急激かつ実質的増加又は差し迫った増加	非常に急激かつ実質的な輸入増加、総輸入量の実質的部分	輸入急増
⑩損害要件	国内産業に重大な損害又はおそれ	国内生産者に市場撹乱＝重大な被害又は現実のおそれ	国内産業に重大な損害又はおそれ	国内生産者に市場撹乱又はおそれ＝国内産業に実質的損害又はおそれ
⑪因果関係	(輸入増加が重大な損害の)原因	(市場撹乱が重大な被害の)直接の原因	他の輸入が顕著な要因でないこと	(輸入急増が実質的損害の)顕著な原因
⑫価格への着目	言及なし	低価格の要因重視	言及なし	価格の影響考慮
⑬対抗措置	可能	制限	可能	2 年間制限
⑭協議	協議前置(多国間)	協議前置(二国間)	協議前置(二国間)	協議前置(二国間)
⑮輸出自主規制	不可	可能	可能	可能
⑯多国間手続	通告・協議を前置	前置不要	SG 委員会の承認	前置不要
⑰一方的発動	可能	可能	上欄の承認後に可能	可能
⑱措置の内容	譲許撤回 その他の輸入制限	数量制限のみ	関税引上 数量制限等	譲許撤回 その他の輸入制限
⑲暫定措置	可能	可能	可能	可能
⑳貿易転換対応	無	協議・多国間監視	多国間監視	第三国が一方的制限

注 1：網掛け部分及びブロック文字は、対中国経過的 SG 規定との共通点。

第5節　選択的セーフガード導入論との関係

本節では、1. で東京ラウンドとウルグアイ・ラウンドで提案された選択的セーフガード規定案（以下「選択的SG規定案」という。）を概観し、2. でその導入の狙いを検討し、3. でこれらの選択的SG規定案と対中国経過的SG規定を詳細に比較し、両者がどのような関係に立っているか考察する。

1. 東京ラウンドとウルグアイ・ラウンド

すでに何度か紹介したようにGATT 19条はセーフガード措置の無差別適用を求めていると解釈されている(408)。しかし、無差別適用が義務付けられるセーフガードでは特定国からの急速な輸入増加の問題に対処できないとして、選択適用の許容を求める意見があった。第1章第3節で紹介したように、日本加盟交渉時にイギリスが加盟議定書に選択的SG規定を導入するよう提案したが、米国及びGATT事務局の無差別原則違反との反対に遭い、議定書に盛り込まれなかった(409)。この論争はGATT発足直後から選択的適用が大きな争点となっていたことを示唆するものである。

この無差別適用原則にもかかわらず1960年代以降、第4節で見たように「市場撹乱」概念を媒介としたMFA等の国際的取極は、繊維製品分野においてセーフガード措置の一方的な選択的適用を認め、かつ合意による輸出自主規制も許容していた。さらに、繊維製品以外の分野においても輸出自主規

(408) BronckersとKoulenによるGATT 19条に関する無差別適用義務をめぐる解釈論争を通じ、最終的に無差別適用義務が確認された。*See* M.C.E.J. BRONCKERS, SELECTIVE SAFEGUARD MEASURES IN MULTILATERAL TRADE RELATIONS(1985); Mark Koulen, *The Non-Discriminatory Interpretation of GATT Article XIX(1): A Reply*, LEGAL ISSUES OF EUROPEAN INTEGRATION 1983/2, 87(1983). 本論争を紹介した上で、無差別適用義務を確認するものとして、村瀬・前掲注(64)806-807頁、川瀬・前掲注(64)239-249頁、柳・前掲注(64)105-108頁。

(409) 前掲注(112)-(114)及び本文対応部分参照。

制等が蔓延していたが[410]、これらは特定の輸出国からの輸入のみが制限されるためセーフガード措置が選択的に適用されたのと同様の効果を有していた。

こうしたGATT 19条の無差別適用原則の規律を回避・潜脱する行為の蔓延は、GATTの信頼性、権威を大きく失墜させるものであった。この状況を放置し得ないとして、GATTサイドで19条の規律の改善に取り組む必要性が認識され[411]、その1つの方策としての無差別適用原則の緩和、選択的適用の許容の是非が論じられた[412]。実際、この選択的適用の導入の是非が、東京及びウルグアイ両ラウンドにおけるSG協定交渉の最大の争点となったのである[413]。

選択的セーフガード導入をめぐる交渉過程については、既にわが国におい

---

(410) *See,* e.g., General Agreement on Tariffs and Trade, *Review of Development in the Trading System, April-September 1987*, Document L/6289(1987), 99-108 ; *Review of Development in the Trading System, October 1987-March 1988*, Document L/6366(1988)(但し、小原喜雄「輸出自主規制とGATT 19条」貿易と関税37巻2号32頁以下(1989)による。MFAに基づくもの以外で、各種産品分野において1987年7月末に約130件、1988年3月末に約200件の輸出制限協定が存在するとする。) ; Michael Kosteki, *Export-restraint Arragement and Trade Liberalization*, 10 WORLD ECON. 425, 429, 440(1987) (1980年代終盤には、国際通商の10%を下らない部分が輸出自主規制等による管理下にあったと試算する。).

(411) 川瀬・前掲注(65)6頁及び注13。Peter Bratschi, *GATT: Targets for Reform?*, 7 J.WORLD TRADE L. 393, at 398(1973) ; Peter. Kleen, *The Safeguard Issues in the Uruguay Round —A Comprehensive Approach*, 23 J.WORLD TRADE 73, 82 (No.5, 1989) ; Alan Wm. Wolff, *Need for New GATT Rules To Govern Safeguard Actions, in* TRADE POLICY IN THE 1980s 363, 391(William R. Cline ed., 1983). しかし、輸出自主規制等の蔓延に対処し、それをGATTに取り込むために19条の改正は必要でないとする説もあった。Brian Hindely, *Voluntary Export Restraints and the GATT's Main Escape Clause*, 3 WORLD ECON. 313(1980).

(412) 川瀬・前掲注(65)7頁。

(413) Merciai, *supra* note (398)(東京ラウンド時の各国の立場を整理し、選択性が交渉の焦点であったことを示す。).

ても詳細な紹介・検討がなされているので[414]、ここでは簡単に東京及びウルグアイ両ラウンドで示された選択的セーフガード規定案、その交渉の流れ及び要点を紹介するに留めたい。

東京ラウンドにおいて選択的SG規定案を強く主張していたのはECであった[415]。その案は輸入国が一方的に選択的適用することを認めるものであり、かつ多国間の監視は発動の後[416]に行われるものとされた（以下「一方的選択適用・事後監視」という。)。当初、日本[417]や途上国[418]等は選択性の導入そのものに対し断固反対の立場であったが、東京ラウンド最終段階ではその態度を軟化し、一定の条件の下で選択的適用を認める立場に転換した。この妥協を受け、1979年4月のGATT事務局協定案[419]は以下のような内容を持つ。

(a)非常に急激かつ実質的な輸入増加(a very sharp and substantial increase of imports)が、2又は3を越えない輸出源から短期間(over a short period of time)のうちに発生していること、

(b)これらの輸入が国内消費に著しいシェアを占め、急激に増加しており(a

(414) 柳・前掲注(64)204-222、228-230頁、川瀬・前掲注(64)及び同・前掲注(65)。

(415) Safeguard, *in* II THE GATT URUGUAY ROUND: A NEGOTIATING HISTORY(1986-1992): DOCUMENTS 1711, 1748(Terence P. Stewart ed., 1993) (hereinafter referred as Stewart).

(416) Merciai, *supra* note (398), at 59. 柳・前掲注(64)218頁。

(417) 日本は交渉当初選択性導入に反対であったが、1978年段階で、輸出国の合意又は国際監視機関による事前承認等を条件に選択的SGを認める案に転換した。*See* Angelina Helou, *Japan and the Tokyo Round*, 15 J.WORLD TRADE L. 450, 454(1981).

(418) 途上国は一致して選択性導入に反対であったが、最終段階で輸出国の合意又は国際機関による監視を条件にそれに賛成する立場に転換した。GILBERT R. WINHAM, INTERNATIONAL TRADE AND THE TOKYO ROUND NEGOTIATION 243(1986).

(419) Safeguard: Note by Secretariat, GATT Doc.MTN/SG/W/47(11 April, 1979). ただし、原典未入手のため川瀬・前掲注(65)8-9頁、柳・前掲注(64)241頁注103、245頁注157及び以下の文献による。Wolff, *supra* note (411), 383-384; WINHAM, *supra* note (418), 243; Prem Kumar, *Critical Issues in the Talks on Emergency Protection*, 5 WORLD ECON. 241, 250(1982);

rapid increase in market share)、かつ、他の輸出源からの輸入ではなくそれらが著しく国内生産に代替していること、

(c)これらの（2又は3の異なる輸出源からの）輸入が、それぞれに(each)総輸入量の実質的な部分にのぼっていること(a substantial portion of total imports)、かつ

(d)その他の国々からの輸入が、異常、かつ例外的に予見不可能な状況(unusual and exceptional unforeseen circumstances)にかかる顕著な要因(a significant factor)と見なされ得ないこと、

の各要件を満たす「異常かつ、例外的に予見不可能な」状況下に限り、選択的SG規定の発動を認める。

但し、事務局案では、EC案の「一方的選択適用・事後監視」は認められず、関係輸出国が合意した場合、又は、上記要件を満たすことをセーフガード委員会が承認する場合にのみ[420]、選択的SG措置の適用を認めるとされていた（以下「合意付き選択適用・事前承認」という。）。しかし、緊急の状況においては、暫定措置が認められるが、その期間は45日間に限られていた[421]。事務局案における輸出国の合意を求める部分は、一般に「合意付き選択性(Consensual Selectivity)」案と呼ばれる[422]。

この事務局案に対しては主にECが反対し、東京ラウンドにおいては結局SG協定案全体について合意が得られず、さらにラウンド終了後に交渉が継続されたが、やはり合意に至らなかったため[423]、この選択的適用の可否は、次のウルグアイ・ラウンドに持ち越され、そのセーフガード協定交渉においても大きな争点となった。ここでもほとんどの国が無差別原則を支持する一

(420) WINHAM, *supra* note (418), 243-244.

(421) Wolff, *supra* note (411), at 384. 柳・前掲注(65)245頁注157。

(422) BRONCKERS, *supra* note (408), at 72. この考え方は日米により提唱されたとされる。川瀬・前掲注(64)258-259頁。米国の立場について、Merciai, *supra* note (398), at 59. 日本の立場については、Helou, *supra* note (417).

(423) Merciai, 60-61. 川瀬・前掲注(65)9-10頁。

方で、ECが従来の一方的選択適用案の主張を繰り返し[424]、1990年1月段階では、協議は前置するものの輸入国に一方的選択適用を認め、他方、輸出国には対抗措置を認める包括的な案を提出した[425]。

1990年12月案は、無差別原則を確認したpara.5に未合意であることを示す括弧つきの第2文を置いていた[426]。

「例外的な状況で、輸入国は限られた数の供給源からの輸入に対し選択的にセーフガード措置を適用することができる。当該例外的な状況は、輸入国の当局が以下の2つを決定した場合にのみ存在する。

(a)重大な損害が主として、限定された数の国々からの非常に急激かつ実質的な輸入増加に起因していること、かつ

(b)これらの輸入が総輸入量の著しい割合を占めていること。」

この案では上記東京ラウンド案と比べ明らかに要件が緩和されている[427]だけでなく、さらに「合意付き選択適用・事前承認」から輸入国による一方的発動へ変更されている。しかし、この案はあくまで未合意の括弧付きのも

(424) Stewart, *supra* note (415), at 1769. 川瀬・前掲注(65)13頁。

(425) Stewart, *supra* note (415), at 1786.

(426) Agreement on Safeguards, GATT Doc.MTN.GNG/NG 9/W/25/Rev.2(3 December,1990), *reprinted in* Ⅲ THE GATT URUGUAY ROUND: A NEGOTIATING HISTORY(1986-1992): DOCUMENTS 247(Terence P. Stewart ed., 1993) (hereinafter referred as 1990 Draft) ("[In exceptional circumstances, an importing country may apply a safeguard measures selectively against imports from a limited number of sources. Such exceptional circumstances exist only if the competent authorities in the importing country have determined that (a) serious injury was primarily due to a sharp and substantial increase from a limited number of countries, and (b) these imports account for a significant proportion of total imports. Selective measures shall not be applied to imports from suppliers that represent lese than a minimum share(x%) of total imports.]")

(427) 東京ラウンド案との比較検討として、川瀬・前掲注(65)16頁注74。なお、para.10 aでは、選択的SGは適用期間が3年間に限定されている。

のであり、おそらくEC案に沿って掲載されたものと考えられる。

しかし、ECは最終的に現行SG協定5条2項(b)に採用されたクォータ・モジュレーション条項（以下「QM条項」という。）のように数量割当に一定の柔軟性を盛り込むことを条件に[428]選択的SG規定案を取り下げる意向を表明し[429]、1991年6月6日の協定案から選択的適用への言及が削除され、他方、現行SG協定5条2項(b)につながる規定案が盛り込まれた[430]。これが修正を施され、1991年12月のダンケル合意案[431]、1993年12月のサザーランドペーパー[432]に受け継がれ、ほぼそのまま現行SG協定5条2項(b)として採用された。

そこではセーフガード委員会の下、関係国と協議を実施し、(ⅰ)ある加盟国からの総増加量に対して均衡を失する比率の増加(increased in disproportionate percentage)、(ⅱ)逸脱の正当化、(ⅲ)逸脱の条件が公平であることの3点がセーフガード委員会へ示されることを条件として、5条2項(a)の実績按分割当からの逸脱が認められるが、この逸脱は重大な損害のおそれを理由と

(428) Stewart, *supra* note (415), at 1789. この取引の対象については、諸説ある。川瀬・前掲注(65)17頁注75。

(429) Stewart, *supra* note (415), at 1789. こうした案はすでに1989年段階に示されており、1990年12月案の括弧付のpara.8にこれを受けた案文が置かれていた。*See* Stewart, *supra* note (415), at 1789, note 452 ; 1990 Draft, *supra* note (426), para.8 in bracket. その内容は、輸出実績による按分割当を原則とするが、個々の供給者の損害全体への貢献度を考慮して、割当量をX%分を上限として削減できるとするものである。

(430) Safeguards : Note by the Secretariat, GATT Doc.MTN.GNG/RM/W/3(6 June 1991)[hereinafter referred as June 1991 Draft], *reprinted in* Stewart, *supra* note (415), 1806-1807. 前注の案のうちX%が5%等とされ、輸入国による正当化の義務等が追加された。

(431) Agreement on Safeguards(Section M of Draft Final Act Embodying the Results of the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations), GATT Doc. MTN.TNC/W/FA(21 December, 1991), *reprinted in* Ⅲ THE GATT URUGUAY ROUND : A NEGOTIATING HISTORY (1986-1992) : DOCUMENTS 689(Terence P. Stewart ed., 1993).

(432) Agreement on Safeguards(Section M of Draft Final Act Embodying the Results of the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations), GATT Doc. MTN.TNC/W/FA(25 December, 1993).

する場合は認められない[433]。

こうした「ある種の選択適用」[434]を認める規定を有しつつも現行SG協定は、無差別適用原則を確認し（2条1項）、他方で対抗措置に制限を加え(8条3項)、輸出自主規制等を禁止(11条1項)するという内容で採択された。

2. 選択的SG導入論の狙い

以上紹介してきた選択的SG導入論の狙いとするところは何であったか。

選択的SG導入論は、MFAや輸出自主規制等の蔓延をもたらしているGATTの一般SGの不備を現状にマッチするように改める意図を有していた。そのポイントは、GATT 19条における無差別適用は、輸出国による代償・対抗措置の権利と相まって、輸入国に対し過大な負担をかけるため、19条のセーフガードは使いづらいというものであった[435]。とりわけ、急速に比較優位を獲得しつつある特定の国々からの輸入急増が問題となっている場合に、無差別適用では無関係な国々を不必要に制限に巻き込むんでしまうことが問題視された[436]。そうした案の究極の狙いは、当初日本、そして当時NICs(newly industrializing countries)と呼ばれたアジア諸国等[437]、さらに将来

(433) このQM条項に関する評価として、川瀬・前掲注(65)19-34頁、及び柳・前掲注(64)228-230頁。

(434) 柳・前掲注(64)229頁はQM条項を「ある種の選択適用の道」と性格付ける。外務省・前掲注(17)449-450頁は「選択適用と同様の効果」、川瀬・前掲注(65)50頁も「実質的に選択適用に代替しうる」と評価する。

(435) Jan Tumlir, *A Revised Safeguard Clause for GATT?*, 7 J.WORLD TRADE L. 404, 408(No. 4, 1973).

(436) Wolff, *supra* note (411), at 381 ; BRONCKERS, *supra* note (408), at 69.

(437) Merciai, *supra* note (398), 47, 58. 安藤研一「欧州共同体とガット - 東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心として - 」静岡大学法経研究41巻3号57頁以下、72-74頁(1992)。

(438) JEFFREY J. SCHOTT, THE URUGUAY ROUND : AN ASSESSMENT, 95-96 (1994) *cited by* RAJ BHALA AND KEVIN KENNEDY, WORLD TRADE LAW, 919(1998) (SG協定5条2項(b)のQM条項に即して、アジア・東欧諸国の競争的輸出業者からの保護を狙ったもの

的には中国[438]を含めた新規参入国からの輸入により国内産業が損害を被る場合に、既存の第三国に影響を与えることなく（＝既存秩序を維持しつつ）[439]、問題の輸入のみを制限することを可能にすることにあったと考えられる[440]。

この急速な貿易構造の変化に対し無差別適用を求める19条が使いづらく、それに対する柔軟な保護の手段を求めたという点は前節で見たMFA等で導入された「市場撹乱」概念が目指していたものと基本的に共通する。しかしMFAにおいて導入済みであった選択的SGも、繊維製品に対象が限定されていた。その対象産品という観点からは、選択的SG導入論はGATT 19条の改正という形でこれをあらゆる産品に拡張しようとするものであったともいえよう[441]。

3. 対中国経過的SG規定との関係

選択的SG規定案（特に東京ラウンド1979年事務局案）と対中国経過的SG規定を比較すれば（前掲50頁、対照表Ⅱ参照。以下丸数字は対照表の項目番号。）、基本的枠組として、②対象国が特定か不特定か、⑦相互主義的

だが、特に将来的に中国からの輸入急増を扱う戦略を示唆しているとする。）.

(439) 選択的適用の主要な提案国であったECも、その理由として「世界大での国際分業への適応を進める過程で生じる調整が過大なものとなる場合、・・・これに迅速かつ最小のコストで対処しうるような措置を国際的に確立」する必要があると述べている。川瀬・前掲注(65)6頁。ここでいう「国際分業への適応」とは、これらの国々の台頭を念頭に置いていると理解できる。また、WINHAMも、セーフガードは先進国によって支配されている国際経済システムへの途上国の統合問題に関わり、選択的SGは、新興工業途上国からの急速かつ不均衡な輸出の成長によって生じた不安定への対処方法であり、国際経済システムへの「秩序ある変化と安定」を促進する手段として擁護されたとする。WINHAM, *supra* note (418), 246, 247.

(440) 柳・前掲注(64)206-208頁。

(441) これを「GATTの繊維貿易への統合」と評するものとして、間宮・前掲注(361)356頁。しかし、選択的SG規定案は必ずしもMFAにおけるような発動要件等の緩和のモメントは伴わない点には注意を要する。

かどうかでの違いがある。つまり、選択的SG規定案は①多角的貿易協定案であり、すべての国が発動国にも被発動国にもなりうる「諸刃の剣」としての性格を持つのに対し、対中国経過的SG規定は中国に対してのみ発動され、中国は発動できないという非相互主義的な規定である点が大きな相違点である。

しかし両者は④新規参入国・急成長国の輸出急増による激しい貿易構造の変化に対処し、既存の輸出国を含めた市場秩序を維持する狙いで、③選択的適用を許容する点でMFA等とも共通しており、さらに④（繊維製品以外も含む）あらゆる産品を対象に含めるため、背景面、機能面で大きな共通性がある。

機能面での共通性から、発動要件においても⑨輸入の急増を求める点、⑪（他の要因でなく）輸入急増が著しい原因であることを求める点において、類似性がある。しかし、⑩損害要件に関し、選択的SG規定案ではGATT 19条の「重大な損害」を維持しているのに対し、対中国経過的SG規定では「実質的損害」とされ、また⑫価格の影響の考慮については、選択的SG規定案では価格を理由とした差別が排除されていたが[(442)]、対中国経過的SG規定では価格の影響の考慮がむしろ義務付けられ、⑨輸入の増加について、選択的SG規定案では総輸入量に対する割合に関する要件が、また最終的に導入されたQM条項では「総増加量に比して均衡を失した増加」の要件が追加されているのに対し、対中国経過的SG規定ではそうした他の輸入量との比較を求める文言が見られない等その他細かい相違点が見られる。

さらに、手続面では、⑭二国間協議の前置を求める点、⑮輸出自主規制を許容する点で共通点があり、一見すると対中国経過的SG規定は東京ラウンド案の「合意付き選択適用(Consensual Selectivity)」の復活とも映るが、⑰合意が得られない場合、選択的SG規定案ではセーフガード委員会という多国間機関における事前承認が発動の要件となるのに対し、対中国経過的SG規

(442) Kumar, *supra* note (419), at 251.

定ではそうした事前承認なく一方的な措置発動を許容する点で重大な相違点がある。つまり、対中国経過的SG規定は東京ラウンド事務局案の「合意付き選択適用・事前承認」でなく、むしろECが主張していた「一方的選択適用」方式を採用している。その意味で一方的選択適用を認めるMFA方式との共通性を指摘できる。

以上から、機能面で共通性があり、かつ交渉時期が一部重なっていた(1975～1993、1986～2001）にもかからず、両ラウンドSG協定交渉における選択的SG規定案は、対中国経過的SG規定の文言及び基本的枠組の成立に対し、大きな影響を与えていないことが窺える(443)。

しかし、選択的SG導入をめぐる議論において提起された多くの争点(444)は、対中国経過的SG規定を理解し、位置付ける上で重要な示唆を与える。第1に、選択性導入と代償請求・対抗措置発動の権利の関係である。従来の選択的SG導入論においても、無差別原則の制限に伴う濫用防止機能の低下に配慮して、むしろ選択的SGを導入する際は、代償請求・対抗措置発動権を認める意見が多数説であった(445)。また別の観点からいえば、GATT 19条が無差別適用原則と相互主義（＝対抗措置のリスク）が合体(446)しているためにセーフガードが使いづらいものとなっているのであって、そのどちらか一方が除去されれば、輸入国は輸出自主規制等のGATT枠外の措置に走ら

(443) 唯一、中国が1995年段階でWTO・SG協定の5条2項(b)のQM条項を参照して、輸入増加に関し「輸入の総増加量に対して均衡を失する比率での増加」を求める対案を提出し、1997年議定書案にはこれが未合意案文として盛り込まれたが、最終的には拒絶されている。前述、第1章第3節、前掲注(202)、(205)-(207)及び(214)の本文対応部分参照。

(444) ここでは本稿に関連する論点についてのみ紹介する。包括的な紹介・検討として、川瀬・前掲注(64)249-262頁、同・前掲注(65)35-39頁、柳・前掲注(64)204-222頁。BRONCKERS, *supra* note (408). 68-78, 94-110.

(445) 柳・前掲注(64)203-204頁。Merciai, *supra* note (398), at 53 ; Wolff, *supra* note (411), 385-386. *But see* BRONCKERS, *supra* note (408), 94, 108.

(446) BRONCKERS, *supra* note (408). 94.

ず、GATT 19条に基づく措置を用いるものと予想されていた。つまり、「選択性と相互主義（の制限）は相互補完的な争点」であり、選択性を導入するのであれば、対抗措置制限は不要であると考えられていたのである[447]。実際に、東京ラウンド1979年事務局案では、選択性を導入する一方で、代償の供与を明記していた[448]。逆に、ウルグアイ・ラウンドにおいては、無差別原則堅持派と選択性導入派の妥協を図るために現行SG協定8条3項につながる対抗措置制限が導入されたという経緯[449]からもそうした相互補完関係が見て取れる[450]。

しかし、対中国経過的SG規定においては、⑤選択性が導入され、かつ⑬対抗措置が少なくとも2年間制限されており(para.6)、この点が東京ラウンド選択的SG規定案との大きな相違点である。絶対的増加と相対的増加を対抗措置制限の期間設定のメルクマールとするこの規定は、明らかにSG協定8条3項の影響を受けていると考えられる。しかし、参照されたSG協定自体は、上記のように無差別適用原則確認の代償として対抗措置が制限されていると考えられ、輸入国・輸出国の利益バランスが確保されているが、対中国経過的SG規定では選択性と対抗措置制限が同時に盛り込まれ、利益バランスは極端に中国にとって不利なものとなっているといわざるを得ない。そうした組み合わせは、ECが東京ラウンド開始前に提唱していた選択的SG規定案にまで引き戻すものである[451]。

---

(447) Merciai, *supra* note (398), at 53. なお、柳・前掲注(64)は、枠外措置のGATTへの取り込みのために、むしろ選択性は導入せず、相互主義を制限するべきであるという立場である。柳・前掲注(64)204、216及び254頁。

(448) 川瀬・前掲注(65)注107及び柳・前掲注(64)204頁。

(449) Stewart, *supra* note (415), at 1798.

(450) しかし、現行協定QM条項が事実上の選択適用として機能しうるとして、この相互補完関係に配慮していないとの指摘として、川瀬・前掲注(65)30頁。

(451) Merciai, *supra* note (398), at 55, the text accompanying to note 85. *See also* BRONCKERS, *supra* note (408), 94, 108.

第2に、従来の選択的SG導入論においては、貿易転換に関する議論が見られた[452]。特に、選択的SG措置の発動に伴う貿易転換により悪影響を受ける第三国に対し既存ルールでは保護が与えられないことを指摘し[453]、多国間監視システムを設け[454]、第三国に貿易転換に関する提訴権を与えるべきとの提案がなされていた[455]。

これらの提案では、貿易転換に対する第三国の救済として多国間監視手続において選択的SG措置発動国に対し是正を求める方式が予定されていたが、対中国経過的SG規定では、貿易転換に対する防止・救済措置は第三国により一方的に発動されることとなる。いわば貿易転換問題の解決のためのコストは完全に中国だけが負担する形となっているのである。

以上検討してきた選択的SG規定案は、主にECと途上国の対立の溝を埋めることができず、東京ラウンドSG協定案を葬り去っただけでなく、最終的にウルグアイ・ラウンドのSG協定においても拒絶された。一般SGにおけるこの選択的SGの拒絶は、中国加盟交渉に携わる既加盟国の担当者に対し、少なくとも対中国では選択的SG規定を導入する必要性を一層増進させ

---

(452) Merciai, *supra* note (398), at 52.

(453) BRONCKERS, *supra* note (408), 67-68, note 58, 75-76（貿易転換への対処方法の有無を議論し、GATT 23条に基づく提訴の可能性は残るが、第三国には19条に基づく申立適格がなく、第三国の利益を考慮する多国間監視が用意されていないとする。).

(454) Wolff, *supra* note (411), 363, 382-383, 387（合意付き選択性案に対する批判として、多国間監視に服さない場合は、貿易転換による第三国に対する影響への配慮が不十分となると指摘し、貿易転換への救済規定が必要である旨を示唆する。しかし、第三国提訴に基づき選択的SG措置が多国間監視手続で審査後、承認されなかった場合に、措置の廃止・無差別化や集団的制裁も求めるのか明らかでない。*Id*. 385-386.).

(455) 川瀬・前掲注(64)261頁。BRONCKERS, *supra* note (408), 107. その note 101では、G. H. Perlow, *A Case Study: The Textile Surveillance Body*, *in* SUPERISORY MECHANISMS IN INTERNATIONAL ECONOMIC ORGANIZATION 227(Van Dijk ed., 1984)が引用され、MFAにおける繊維監視機関(TSB)の経験が参照されたことが示唆されている。つまり、この案の形成において、MFA 9条等の貿易転換に対応した協議・付託手続が参照された可能性が高い。*Id.* at 236. 前掲注(399)も参照。

るという形で影響を及ぼしたとも考えられる。最終的に中国に対し導入された経過的SG規定は、両ラウンドにおける選択的SG規定案に比べても、発動要件は緩やかであり、手続面では、中国の合意が得られない時にも一方的に発動することを可能とし、かつ中国側の対抗措置発動権限にも制限も加えており、MFAやECが当初主張していた選択的SG規定案に極めて近く、さらに第三国による一方的な貿易転換防止・救済措置を許容する面も備えており、いわば「選択的SG規定の究極の姿」を持つのである(456)。

第6節　小　括

本章における検討と前章までの検討を総合して、本章の主な課題、対中国経過的SG規定を国際経済法史において、いかに位置付けるべきか、という問いに答えるとすれば、以下のようにまとめることができる（前掲対照表Ⅰ及びⅡ参照。以下の丸数字は対照表の項目番号。）。

第1に、対中国経過的SG規定は、③非市場経済国を対象とし、⑥その特殊性を根拠として、⑤選択的SGを許容し、⑫価格に着目する点、⑮輸出自主規制を許容する点等、基本的枠組は対NME産品別SG規定から受け継いでいるが、⑨輸入急増、⑩実質的損害、⑪「顕著な原因」等、具体的な発動

(456) このように中国にとって極端に不利な内容となったのは、選択的SG規定案が①多角的協定案であり、いずれの加盟国も発動国にも被発動国にもなりうる「諸刃の剣」的性格を持っていたため（対照表②及び⑦）、ある程度バランスのとれた内容を志向せざるを得ないのに対し、①加盟議定書中の対中国経過的SG規定は、②中国のみに適用する⑦非相互主義的なルールであるため既加盟国にとってバランスのとれた内容を志向するインセンティヴに欠けたことが大きな影響を与えていると思われる。選択的SGの主唱者であるECも自らが選択的適用のターゲットとなるおそれを認識しつつあり、厳格な濫用防止規制を設けざるを得なくなったと指摘されている。Stewart, *supra* note (415), at 1764. 川瀬・前掲注(65)17頁注75。これはちょうど日本の加盟交渉時にイギリスが、一般的ルールの改正は自らにも適用のおそれがあることを懸念しそれを受け入れず、日本との二国間の処理に傾斜したのと同じ現象である。前掲注(246)参照。

要件は米国通商法406条のそれを組み込んだキメラ規定としての性格を有する。対NME産品別SG規定と406条は、共産主義国乃至非市場経済国の経済システムの特殊性に着目し、それによって生じる市場撹乱に対し、一般SGよりも緩やかな要件の下で、差別的かつ迅速なSG措置発動が必要であるという認識に基づく非市場経済国と市場経済国の間の「インターフェイス・メカニズム」である点で共通している。前者により基本的枠組を与えられ、後者から細部を受け継いだ対中国経過的SG規定は、国際経済法史上、異なる経済体制間の「インターフェイス・メカニズム」の流れを汲む最も新しい規定として位置付けることができる（第1～2節）。

しかし第2に、対中経過的SG規定には対NME産品別SG規定には見られない「市場撹乱」概念が用いられている。日本のGATT加盟問題に始まり、MFAにいたるまで発展を見た「市場撹乱」概念は、「低賃金水準国」である日本その他の途上国からの安価輸入品の急増による「急激な貿易パターンの変化」に対処するためにGATTの一般SGの発動要件を緩和するモメントを導入するものであった。「低賃金水準国」であり、大きな潜在的輸出力を持つとしておそれられた中国に関しても同様の狙いの下、対中国経過的SG規定に持ち込まれたと考えられる。

実際の機能面では、MFA等では対象産品が繊維製品に限定されていたのに対し、対中国経過的SG規定では繊維製品に限らずあらゆる産品に適用できる点で大きな違いがある。しかし、対中国経過的SG規定は⑥主に賃金水準の低い新規参入国・急成長国を念頭に置き差別性・選択性を導入したこと、⑩GATT 19条よりも低い損害要件を志向しており、⑫低価格に着目する点、⑬輸出国による対抗措置の権利を制限すること等、一般SGには見られない機能面の共通性があり、「市場撹乱」概念に基づくMFAに相当程度近接している。

つまり、対中国経過的SG規定は「市場撹乱」概念を活用したMFA等における輸入規制とその背景面、機能面で共通性、連続性があり、国際経済法

史上、それらの規定の担っていた機能を受け継ぐ規定と位置付けることができる。いうならば対中国経過的SG規定は、「市場撹乱」をもたらす潜在力を有する「最終にして最大の新規参入国」をターゲットとする規定なのである（第4節）。

第3に、選択的SG規定案は東京ラウンド、ウルグアイ・ラウンドと2つのラウンドにまたがって、SG協定交渉の最大の争点であった。同案はMFAや輸出自主規制の蔓延をもたらしているGATTの一般SGの不備を現状にマッチするように改める意図を有していた。しかし、同案の究極の狙いは当初日本、そしてアジア諸国等のNICs、さらに将来的には中国を含めた新規参入国からの、しかも繊維製品に留まらない多種多様な製品の輸入により国内産業が損害を被る場合に、既存の第三国に影響を与えることなく（＝既存秩序を維持しつつ）、問題の輸入のみを制限することを可能にすることにあった。それは一面でMFAの対象範囲の拡大であり、選択的SG規定案と対中国経過的SG規定は、④繊維以外も含むあらゆる産品分野の輸出急増による急激な貿易構造の変化に対処するという目的面で共通点がある。

他方、選択的SG規定案は⑩損害要件等においてGATT 19条を踏襲しており、⑨逆に輸入増加、輸入割合等、厳しい要件を追加している一方で、対中国経過的SG規定はGATT 19条よりも緩やかな損害要件等を志向している点で大きく異なる。手続面でも、東京ラウンド1979年選択的SG規定案は、あくまで「合意付き選択適用・事前承認」案であり、⑬対抗措置の制限は予定されていなかったのに対し、対中国経過的SG規定は⑰「一方的選択適用」を認め、かつ対抗措置も少なくと2年間制限している。これらの機能面では、対中国経過的SG規定は1979年選択的SG規定案よりもむしろMFAとの近接性が高い（第5節）。

MFAとは⑫低価格の要因への着目、⑩発動要件の緩和、⑬対抗措置の制限及び⑰一方的選択適用の許容において共通点があり、かつ選択的SG規定案とは④繊維以外の産品に選択性を拡大する点で共通点がある。さらに

MFA・選択的SG規定案に共通する⑥19条のルールでは対処しきれない急激な貿易構造変化への対応するために⑤選択性を導入するという目的面で対中国経過的SG規定は両者との連続性を有している。しかし、両者の機能を併せ持ち、さらに⑳第三国による貿易転換防止・救済措置を認める対中国経過的SG規定は、いわば選択的SG規定の「究極の姿」であり、その意味では両者それぞれから一定の非連続性・飛躍が見られる(457)。

そうした飛躍をもたらしたのは、第1～2節で紹介した中国の非市場経済国としての異質性、過去の非市場経済国GATT加盟時の経験という歴史的な要因、及び第1章で紹介した加盟交渉のアンバランスな法的構造であった。つまり「究極の選択的SG規定」を達成するための飛躍は、世界経済システムに未だ完全には統合されておらず、かつ非市場経済国としての異質性と貿易大国としての潜在力を兼ね備えた「最後の新規参入国」中国が、GATT/WTO体制に加盟するという「またとない機会」(458)をとらえなければ、実現され得なかったと考えられるのである。

以上検討してきた対中国経過的SG規定は、WTO発足に至るまでの国際経済法史に現れてきた大きな2つの法現象の流れと間で、文言面及び機能面での強い連続性を持っている。確かに文言面を強調すれば第1の異なる経済体制間の「インターフェイス・メカニズム」の流れを受け継ぐものである。しかし中国のWTO加盟は、単に「非市場経済国」との間にいかにインターフェイスを設けるかという問題に留まらず、これまでの非市場経済国に比べより大きな輸出潜在力のある国をいかに世界貿易体制に組み入れるかという問題も突きつけていた。つまり中国は、「非市場経済国」として懸念されて

(457) 対NME産品別SG規定との比較では、④すべての産品を対象とし、⑰一方的に、⑤選択的措置を発動することを許容する点は共通しているが、対中国経過的SG規定が、⑬対抗措置を制限し、⑳第三国による貿易転換防止・救済措置を認める点で非連続性・飛躍が見れる。

(458) 加盟交渉が加盟国にとって不利となる法的構造が存在したことについて、第1章参照。また、前掲注(456)も参照。

いただけでなく、またそれ以上に、「市場撹乱をもたらす新たな輸出大国」として懸念されていたのである。よって、対中国経過的SG規定は、背景及び機能面からは、日本のGATT加盟時の選択的SG規定案、「市場撹乱」概念の発生、MFAへの発展、そして東京ラウンド、ウルグアイ・ラウンドにおける選択的SG規定案と連綿と引き継がれてきた第2の流れ、つまりは新興国の世界経済システムへの統合という問題に対処し、そのプロセスを調整・管理するために国際経済法史上、生じてきた法現象の流れを汲むものとこそ位置付けるべきであろう。

第2次世界大戦後、20世紀後半の世界経済の大きな特徴は「不均等発展」(459)にあり、発展段階において同水準に位置する先進諸国を中心に形成された世界経済システムへと新興国が統合されていく過程においては、大きな歪みが生じた。その歪みに対処しようとした試みが「市場撹乱」概念であり、MFAであり、そして選択的SG導入案であった。他方、20世紀後半の世界経済には非市場経済国という経済体制に大きな異質性を抱える国が存在しており、これらの国々を世界経済システムに統合するためには一定の「インターフェイス・メカニズム」が必要とされた。この2つの国際経済法史上に現れた法現象の流れは、いずれも世界経済システムに「異質な貿易相手国」を統合する際に必要とされる調整機構であるという意味で共通点がある。

こうした法現象が生じた根本原因は、GATTが基本的に等質・同水準の締約国間の貿易を念頭に置いており、そうした調整機構を十分に用意していなかったことにある。そうした自由かつ無差別な貿易を大原則とするGATTの発展の裏には、それ自身がもたらしたにも関わらず解決できずにいた(460)

(459) 柳・前掲注(64)、特に第3章127頁以下。

(460) その最初の例が、日本GATT加盟である。その際には米国がGATTの無差別原則を盾に、イギリスの対日選択的SG案を拒絶したが、結局は日英等二国間での選択的SG規定・輸出自主規制という体制外の処理をもたらし、そのことが世界貿易システムに引き起こした矛盾・歪みは結局、米国自身を日本との綿製品輸出自主規制というダークサイドへと引き込んだ。

矛盾･歪みを引き受けてきた、いわば「ダークサイド･ストーリー」があった。

国際経済法史上、連続性を持つ対中国経過的SG規定が第1章第2節で指摘したようにWTO法上、極めて特異な規定として浮かび上がってきたのは、WTO体制が一般SGにおいて無差別適用原則を確認し、基本的に選択適用を拒絶し、かつ輸出自主規制を禁止し、さらにMFA等の例外分野の一般ルールへの統合を盛り込んだためである。いうなれば、WTO体制はGATT時代に連綿と引き継がれていたダークサイド・ストーリーに終止符を打つことで、体制の完全性(integrity)を確保するという道を選択をしたわけである。

つまり、対中国経過的SG規定がWTO法以前の国際経済法との連続性と現行WTO法との断絶を併せ持つのは、WTO体制が従来の柔軟かつプラグマティックに発展してきた国際経済法の流れを拒絶し、厳格かつリーガリスティックな道を選んだことが、その遠因なのである。WTO体制発足後に成立した対中国経過的SG規定は、ウルグアイ・ラウンドのSG協定交渉が解決を目指したものの、最終的には解消し切れなかった一般SGの矛盾・歪みを引き受けるものであり、まさに「WTO体制のダークサイド」ということができる。

本章を終えるに当たって、第3章での解釈論的検討において、各先行規定（案）がどの程度、参照する価値を有すると考えられるか、まとめておきたい。

第1に、対中国経過的SG規定の③非市場経済国を対象とし、⑥その特殊性を根拠として、⑤選択的SG措置を許容する点等の基本的枠組は対NME産品別SG規定を受け継ぐものである。しかし、中心的な発動要件の文言において重要な相違点のある対NME産品別SG規定の解釈・運用は対中国経過的SG規定の発動要件の解釈において、大きな影響を与えるとは考えられない。他方、⑨輸入急増、⑩実質的損害、⑪「顕著な原因」等の発動要件が文言上、ほぼ同一である米国通商法406条における従来の解釈・運用は、国内法と国際法という次元の違いから来る制約は存在するものの、対中国経過

的SG規定の要件の解釈においてある程度参考にすることが可能だろう。

第2に、EC中貿易協定のセーフガード規定に基づくEC対中国輸入規則の保護措置の発動要件は、対NME産品別SG規定の影響を受けて成立しており、異なる経済体制間の「インターフェイス・メカニズム」の1つに数えることができる。しかし、その要件は輸入の増加を必ずしも要件としていないため、⑨輸入急増を要件とする米国通商法406条及び対中国経過的SG規定とは基本的性格が異なり、むしろ対NME産品別SG規定との近接性が高い。よって、対中国経過的SG規定の解釈において、EC規則の規定・解釈・運用を参照する価値は低いといわざるを得ない。

第3に、対中国経過的SG規定にはMFAにおいて発展した「市場撹乱」概念が用いられている。しかし、対中国経過的SG規定における⑩「市場撹乱」は、「重大な被害(serious damage)」と定義されたMFAにおけるそれと異なり、米国通商法406条と同じく「実質的損害(material injury)」と定義されている等発動要件の細部に大きな相違点がある。よって、解釈論上、MFAにおける運用や解釈が対中国経過的SG規定の解釈に直接大きな影響を与えると考えることはできない。

第4に、選択的SG規定案と対中国経過的SG規定は、⑥新規参入国・急成長国の産品の輸出増加による急激な貿易構造の変化に対処するために⑤選択性を許容し、しかもMFAにおけるそれを繊維製品以外も含むあらゆる製品に拡張するという機能面で共通性がある。しかし、東京ラウンド1979年選択的SG規定案は⑩損害要件においてGATT 19条を踏襲し、逆に⑨輸入要件では、総輸入量との比較等、厳しい要件を追加している一方で、対中国経過的SG規定は⑩GATT 19条よりも緩やかな損害要件等を設定しており、選択的SG規定案は対中国経過的SG規定の文言の成立に大きな影響を与えていない。よって、対中国経過的SG規定の解釈論上、選択的SG規定案を参照する価値は小さいと結論せざるを得ない。

(未完)